

令和6年第4回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和6年9月9日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和6年9月10日 午前9時00分 令和6年9月10日 午後4時18分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	4 番	江 頭 義 彦		5 番	三 苫 紀美子		6 番	土 渕 茂 勝	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	地域振興課長		宮 本 大 樹		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	基盤整備課長		武 富 和 隆		○
	教 育 長	吉 田 功		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	こども教育課長代理		峯 清 美		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	国スポ推進室長		坂 元 弘 睦		○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 6 年 9 月 10 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 6 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
池 田 和 幸	1. 会計年度任用職員導入について 2. 大丈夫か、役場組織
西 原 好 文	1. 町の行財政改革について問う
田 中 宏 之	1. 農地中間管理機構の利用状況について 2. 再度問う、今年産の麦作について救済措置はできないか
酒 井 明 子	1. 御岳山から考える環境保全と防災について 2. 義務教育学校化の進捗状況
江 頭 義 彦	1. 小・中学校の体育館にエアコンの設置を早急に 2. 白石町、大町町と合同の災害対策を進めるべきではないか
三 苦 紀美子	1. 総合排水計画について

午前 9 時 開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和 6 年第 4 回江北町議会定例会会期 2 日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

皆様に報告いたします。昨日に引き続き、こども教育課長の本村課長は体調不良のため欠席されており、その代理として峯課長代理が出席しております。御了承願いたいと思います。

日程第 1 一般質問

○井上敏文議長

それでは、日程第1．一般質問。質問表の順序に従い発言を許可いたします。

7番池田和幸議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

おはようございます。7番池田和幸です。久しぶりのトップバッターということで、緊張もあり、やる気もありますので、しっかり質問をしていきたいと思います。

それで、来月からは2024国スポも始まります。ぜひ町一丸となって、成功に向かって頑張りたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

最初の質問、会計年度任用職員導入について。

会計年度任用職員は、令和2年4月1日から導入された一般職の非常勤職員で、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分されます。地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果では、令和2年における全国の臨時・非常勤職員の人数は69万4,000人で、任用の適正化等により会計年度任用職員が大幅に増加しました。任用根拠別では、会計年度任用職員が62万2,000人、89.6%で最も多く、団体区分別では、市区が36万4,000人、52.4%で、町村は8万1,000人、11.7%となっています。

質問に入ります。

1つ目、非常勤職員は、子育てや教育など多様化する行政需要に対応するために必要な地方行政を支える人材として重要な役割を担ってきました。会計年度任用職員制度の導入により、さらに適正な人材の確保ができるようになると言われていますが、この制度についてどういう考えを持たれているのか、まずお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

皆さんおはようございます。池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、会計年度任用職員制度について、改めて御説明をさせていただきたいと思います。

これまでの臨時・非常勤職員の任用上の課題や処遇上の課題に対応するため、適正な任用の確保、そして、適正な処遇の確保を目的といたしまして、令和2年4月1日に制度が導入されております。

具体的には、議員が言われるように臨時・非常勤職員が多様化する行政需要に対応するた

め、必要な地方行政を支える人材として重要な役割を担っているにもかかわらず、採用方法等が明確に定められていないため、適正な選考によらない採用や賃金の在り方を条例で定めていないなど、地方自治体それぞれで異なる解釈がなされておりました。これを任用制度の趣旨に沿わない運用や適正な任用が確保されていないということから、簡素で効率的な行政体制を実現するために制度化されたものでございます。

任用については、常勤職員と同様に地方公務員法の服務に関する規定が適用されまして、懲戒処分等の対象ともなります。また、処遇については、期末手当だけでなく勤勉手当の支給もございまして、常勤職員と同様の特別休暇も取得できるということでございまして、これまでとは格段に改善されているものと考えております。

制度の導入についての考えということでございますけれども、会計年度任用職員が担うことができる事務事業については柔軟な配置が考えられますので、この制度を積極的に活用していきたいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、質問内容等モニターで説明します。

（パワーポイントを使用）これが先ほど私が質問に入れました職員数の69万4,000人という形で書いております。小さいのでちょっと分かりにくいかもしれませんが、こういう具合に任用職員のフルタイム、それから、パートタイムというふうに分かれていますので、ちょっとその画面に行きます。

これが会計年度さんで、フルタイムが7万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は55.3万人で約88.8%というふうになっております。

あと職業別で若干気づいた点が、都道府県では技能労務職員、教員、講師等が多くて、指定都市や市区町村では保育所、保育士ですね、それから、技能労務職員が多いということにデータではなっているようです。

そこで、2つ目の質問です。

雇用形態は、フルタイム雇用とパートタイム雇用の2種類があります。会計年度職員の多くがパートタイムの任用かと思いますが、その勤務日数と勤務時間はどうなっていますか。

できれば役場内と役場外に分けて回答いただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

勤務日数と勤務時間ということでの御質問でございます。

まず、庁舎内の会計年度任用職員は全部で18名となっております、うちフルタイムが1名、パートタイムが17名でございます。パートタイムの1週間当たりの勤務日数については週3日から4日、1日当たりの勤務時間については、いずれも7時間45分となっております。

次に、庁舎外の会計年度任用職員については全部で37名となっており、うちフルタイムが7名、パートタイムが30名でございます。パートタイムの1週間当たりの勤務日数については3日から6日（190ページで訂正）となっておりまして、1日当たりの勤務時間は3時間から7時間となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、会計年度任用職員の課別の人数等を執行部のほうに資料請求していただきましたので、皆さんのほうには手元にいっていると思いますけど、その画面をお願いします。

（パワーポイントを使用）今、これは課長が言われたのと同じような形になっていると思います。総務政策課から町民生活課、健康福祉課、この中では総務政策課にパートタイムの男性が1人、女性が1人、それから、健康福祉課に男性が1人ですね。それから、地域振興課に男性が3人、これはパートタイムですけど、あとフルタイムには、こども教育課で合計8人、それから、パートタイムにこども教育課で32人という形で、非常にこども教育課が多くなっています。

ここでひとつ質問をしたいんですけれども、この中でまず2点、健康福祉課がパートタイム1人ということなんですけど、地域包括支援センターの方々はどこになるのかですね。たくさんいらっしゃると思いますが、そこがどこか。もう一点が、この中のこども教育課でパートタイム、フルタイム合わせて40人となっておりますが、簡単でいいですけど、内容別にもし分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいまの池田議員からの御質問で、介護保険係におります地域包括センターの職員はパートタイムの会計年度任用職員となっております。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

資料請求をしていただいたときには、健康福祉課のパートタイム、男性1名、そして、女性が9名ということで資料に数値を入れていたと思います。合わせて55名ということでございますけれども、こちらのパートタイムの9名の分が包括支援センターの職員ということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

1問は、さっきの包括支援センターは、私の皆さんに配っている表が間違っていたということですかね。——分かりました。それは結構です。

ただ、もう一問、こども教育課でフルタイム、パートタイム合わせて40人となっていますが、内容を分かればお願いしますというのに回答がありませんので。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長代理。

○こども教育課長代理（峯 清美）

池田議員の再質問にお答えいたします。

こども教育課フルタイムの事務局の1名は、こども教育課の生涯学習係に1人おります。幼児教育センターのフルタイム7名は、幼児教育センターの保育士として任用しております。パートタイムの男性、事務局1名は学校教育係におります。小学校、中学校は支援員として、給食センターは事務員として1人、パートを任用しております。幼児教育センターは、幼稚

園の支援員として1人任用しております。女性のほうは、パート事務局1人は——すみません、後で報告させていただいていいでしょうか。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

ちょっと時間がどんどん過ぎていきますので、先に行って、後で報告をお願いします。

3つ目の質問、フルタイムの利点は退職手当の支給です。パートタイムの利点は副業が可能なところ です。職務専念義務や禁止事項等の服務規定はありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、会計年度任用職員の身分については、地方公務員法の適用を受ける一般職の非常勤職員ということでございますので、常勤職員と同様、職務専念義務や禁止事項等の服務規定はございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、再質問に行きたいと思います。

臨時的任用を行うことができる場合として具体的にどのようなものがありますか。例えば、学校の教員について、児童・生徒数の減少傾向や、児童・生徒数が年度の開始時点に確定しなかったりする場合があると思います。その場合に臨時的任用により職員を採用することは可能なの でしょうか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

臨時的任用が可能なのかということでございますけれども、臨時的に必要ながあれば会計年

度任用職員として雇い入れることは可能ということでございます。（「学校のことで聞いていますけど、学校で大丈夫かと聞いています」と呼ぶ者あり）学校で……（「学校の職員さん」と呼ぶ者あり）会計年度任用職員として町が雇い上げるということであれば可能ということです。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

続きまして質問します。

4 つ目、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合や病気休職した場合などに欠員補充の取扱いはありますか。

続けて、従事する業務の内容や期間に応じて雇用期間を年間とするのか、短期とするのか決定されていますか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えします。

まず、病休した場合の欠員補充ということでございます。

会計年度任用職員については、一会計年度を超えない範囲で任用がなされるもので、もし任用期間内に育児休業を取得する場合については、その残任期間を考慮しながら、必要があれば欠員補充といたします。

また、任用期間内に病気休暇ということで取得をしなければならない場合についても、休暇の期間及び残任期間を考慮しながら、必要があれば欠員補充ということで取り扱うことになると思います。

以上でございます。（「もう一点」と呼ぶ者あり）失礼いたしました、もう一点ですね。

従事する業務の内容や期間に応じて年間とするか、短期とするかということでございますけれども、これについては、重ねてとなりますけれども、会計年度任用職員は一会計年度を超えない範囲で任用がなされるものでございますので、制度上は短期での任用も可能ということではございますけれども、現状として短期での任用は行っていないということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

質問の最後、係員が会計年度職員だけの係はうちの場合ありますかということで、あるとすれば職務上不都合は出ていないのか、休日出勤や残業等のバランスは保たれているのか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員だけの係があるのかということについては、現状としては、会計年度任用職員だけの係はございません。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうからも、会計年度任用職員について少し補足をさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の制度そのものは、公務部門において比較的新しい制度であります。令和2年度から導入をされたかというふうに思いますけれども、恐らくその制度導入の趣旨は、社会の多様化であるとかいうことが多分根底にあるのじゃないかなというふうに思います。

かつては役場職員というと、学校を卒業して採用されれば、過怠なく過ごせば定年退職までみんな勤め上げられると。そういう中で、節目節目に担当者が係長になり、課長補佐になり、また課長になっていくもんだと。当然そういう敷かれた、言ってみればレールみたいなものとか、一律にそういう考え方の基に公務員制度というものが組まれておりました。

ところが、最近では例えば、民間企業なんかでいいますと新入社員の3割が3年以内に辞めていくとか、また、6月議会でも少しお話ししましたがけれども、退職代行みたいなものが出てくるとか、最近では新しい言葉として静かな退職という言葉があるそうです。これは何かというと、仕事はそこそこして、あたかも退職したかのように存在感を消して、とにかく給料

をもらえればいいと、そういうような風潮もあったりすると、中には昇進したら退職するというような方もおられたりすると、要は働くことに対する職業観の多様化みたいなことを公務部門としてどう受け入れるかということの中でこの会計年度任用職員というのは導入をされたというふうに思いますし、一方で、我々がなすべき仕事も大変細分化、専門化されております。そうしたことの中で、新卒で入って定年までおるという人でなければできない仕事ばかりでもなくなっているものですから、多分そういう働く側の人、それと働く内容の中で多様化の一つの表れとして会計年度任用職員制度というものが導入されたというふうに思っています。

それまでは、導入前は先ほどからあっているように非常勤とか、臨時とか、そういうふうに呼ばれていた方々でありますけれども、どうしてもそういう処遇とか身分といいましょうか、そういう根拠が公務員とは違っていたものですから、働いていただける仕事も限りがありました。ただ、この会計年度任用職員制度が入ったことによって、基本的には今までいた職員と何ら変わらない制度として適用されたわけであります。

例えば、違いがあるとすれば、パートタイムの人はどうしても勤務時間が短いものですから、収入がそれだけ制限をされます。そのために通常のといいましょうか、職員に適用されている営利企業従事制限が外れているということはありますけれども、じゃ、兼業ができるからといって何でもやっていいのかと、例えば、公序良俗に反するような副業でもいいのかというと、公務員には信用失墜行為の禁止であるとか、そうしたほかの服務規定は適用されるものですから、当然おのずとそうした兼業の内容も制限をされるということであります。

それで、今、私自身が会計年度任用職員制度について問題意識を持っているのは、今ちょうど適用5年経過をしましたが、これまで非常勤とか臨時として働いていただいた方は、制度が切り替わったということで、基本的には今のところあまりやっていたい仕事は変わらないんですよ。ところが、先ほど申し上げたように処遇がとても改善しました。いろんな手当が出るようになったり、休暇もしっかり取れるようになったものですから、町で総務政策課のほう調べてくれていましたけれども、皆さんにもお配りをしている主要な施策の成果の職員の人件費のところを比べていただければ分かると思いますけど、制度適用前の令和元年度から今お手元にお配りしている令和5年度の職員の人件費は1億5,000万円増えています。もちろんこれは今まで賃金とか、ほかの科目でお支払いをしていたものが給料ということになっているわけですので、実質的にはそれでも6,000万円ほど増えています。会

計年度任用職員と言われる方も含めて50名ほど増えていますから、恐らく任用職員1人の年収ベースに直すと120万円ぐらい多分増えているんじゃないかなというふうに思うんですね。

やはり仕事の内容は変わらないけれども、町としての人件費のコストが上がるというのは私は違うというふうに思っておりまして、恐らくこれからそうした仕事の再編であるとか、具体的に何をやっていただくかということを整理しなければならないというふうに思います。もしかすると、中には、いやいや、私たちはそんなつもりで役場にお世話になっていない。勝手に制度を変えて、そこまでの業務を求められても困るという人も多分おられるんじゃないかというふうに思っておりまして、特にこの4月の更新といいたしましょうか、任用に当たっては、今申し上げたような会計年度任用職員の制度であるとか、例えば、場合によっては時間外勤務、休日勤務の必要があることや、災害があったときには夜の待機の必要がある、そういうことも含めての職員ですよということも確認をさせていただいた上で今回任用の申込みをしていただいていますので、実は早速、今回の大雨対応から避難所の運営に関わったりもしていただいております。何を言いたいかというと、そういう身分とか処遇に合った公務部門へのコミットといいたしましょうか、やはりそうしたことをしていただく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

もしかすると会計年度任用職員が増えているんじゃないかと。増えています、もちろん。ただ、今申し上げたように、これは私たちの自治体だけではなくて全国的な状況です。というのは、そういう制度が新しく入ったわけですから。手元に会計年度任用制度の施行状況等に関する調査という調査報告があります。この中で、県内市町の会計年度任用職員の数、割合も公表されておりますけれども、佐賀県全体の市町の職員でいきますと、通常の職員との割合でいきますと平均は42.9%です。会計年度任用職員の割合ですね、42.9%が平均です。江北町は38.2%、平均は下回っているということです。中には、どことはちょっと申し上げませんが、60%は会計年度任用職員という市町も実はあります。

私は、このことそのものは否定的には捉えておりません。というのは、これまで制度導入から5年間は恐らく制度導入期といいたしましょうか、今までおられた方に対して適用する適用期といいたしましょうか、導入期だと思いますけれども、これからは制度の活用期に入るんだというふうに思います。せっかくこうやって課長が言ったように柔軟な組織運営ができる任用制度ですから、これをもっと活用していく必要があるんじゃないかと。今までは臨時、非常

勤と会計年度の話になっていましたけど、私はこれからは会計年度と一般の職員の話になるんじゃないかなというふうに思います。新卒で入って、本当にどれだけの能力が発揮できるのか、どれだけの努力をしてくれるのか、そして、それがどれだけ成果につながるのかというのは、なかなか採用の時点だけではよく分かりません。そういう中で、こういう会計年度任用職員という制度を使うことによって我々が今担っている仕事を切り分けることによって、今から相対的には会計年度任用職員の割合というのは増えていくんじゃないかなというふうに思います。

民間では、実は当たり前のことなんですよ。少し年がたちましたから、名前は申し上げませんけれども、以前、町制70周年の事業でJR九州から職員が来てくれていました。彼女は私たち江北町役場でも係長を務めてくれましたけれども、お聞きしますと、一番最初は契約社員からスタートしたと。社内の登用試験を受けて、そして、今回も——今回もというのは、そういうチャレンジをして、役場にも来て、そして、係長にもなったということですから、やはりそういうキャリアの積み方というのも今は一般的なんだろうと思うんですよ。民間ではよく総合職と一般職という言い方をしますが、恐らくこれからは、今までの通常の職員が総合職、そして、会計年度任用職員のような形の方が一般職ということであれば、この総合職と一般職の割合を今から変えていく必要があると思いますし、せっきくの制度でありますから、会計年度任用職員、この一般職の制度をもっと活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

こども教育課長代理。ただいまの答弁の補足をお願いいたします。

○こども教育課長代理（峯 清美）

先ほどの答弁の補足をいたします。

こども教育課の会計年度任用職員の内訳です。事務局、フルタイム1名、パートタイム2名ともに事務職員です。小学校のパートタイム、2名、9名ともに用務員、支援員などです。中学校のパートタイム2名、5名、用務員、支援員などです。給食センターのパートタイム1名は事務職員です。幼児教育センターのフルタイム7名は保育士、パートタイム1名、10名については保育士、もしくは保育士の補助をしております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

最後に聞こうと思ったことは今町長が言われました。最後に聞こうと思ったのは、フルタイム会計年度任用職員は勤務時間が増え、給料も増えているようですが、それでも年収は正規職員と比べかなり少ない。パートタイム会計年度任用職員に関しては、さらに少ない給料しかもらえていないようです。会計年度職員になって昇給制度ができたようですが、正職員と違って、すぐに給与が上限に達してしまうというようなことも聞いております。

今後、先ほど町長が言われたので、回答はいいですけど、正規職員を増やすのか、会計年度職員を採用していくのかというのを最後に聞きたいと思ってはいたんですけど、さっき言ったことと違うことだったら一言お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

違うことではないですけど、ちょっと答弁だけさせていただきます。

私が思う将来像というのは、恐らく最初に公務部門で働くようになるきっかけは、一般職会計年度任用職員として勤務をし、そして、その中で幾つか経験をしたり、そしてまた、意欲があってもっと高度な仕事をしたいとか、将来的にはやはり幹部を目指したいとか、そういう町の政策決定にも関わるようにやっていきたいというようなことであれば、例えば、次に今度総合職の職員の採用試験を受けるみたいなことが、何か名前が会計年度任用職員というもんだから何となく皆さん敬遠をされますけれども、今申し上げたように民間と同じように総合職と一般職と、そういうふうな切り分けをするとすれば、もちろんそれに限るわけではないですけど、最初は一般職でまず働いてみて、そして、その中で意欲と実績に応じて今度は総合職の道が開かれると、そういう形になればなというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

以上をもちまして1 問目は終わりたいと思います。

2 問目に行きます。大丈夫か、役場組織。

総務省集計によると、自治体職員の教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度に主に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、2013年度の5,727人から約10年で2.2倍となっています。待遇への不満や業務量の増加が影響していると見られています。また、30代までの若手が全体の3分の2を占めており、住民サービスの低下や組織弱体化が懸念されています。普通退職者の年齢別は30歳未満が4,244人で、2013年度は対比2.7倍、30歳以上40歳未満が4,173人で2013年度に比べ3.1倍となり、若手の増加が鮮明な状況となっています。

令和4年12月定例会で、役場職員の管理・ケアについて一般質問をし、病気休暇及び休職している職員の状況を聞きました。

質問ですが、1つ目、令和4年度から現在までに病気休暇及び休職している職員の状況をお聞きしたい。

2番目、過去5年間の定年以外の理由による退職状況をお聞きしたい。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、職員の現状について気にかけていただき、大変ありがとうございます。

令和4年12月議会以降の状況ということでございますけれども、前回と同様、職員の個人に関する情報につきましては、職員の権利、利益を保護し、基本的人権を擁護する観点から、現在公表している内容に限りお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですけど、令和4年度から現在までの病気休暇及び休職をしている職員の状況ということでございます。

会計年度任用職員も含めてのものということになりますけれども、令和4年度においては病気休暇が4名、うち1名が休職となっております。令和5年度については病気休暇が43名、うち39名が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザによる感染ということで、休職者はございません。今年度においては病気休暇が16名、うち14名が新型コロナウイルス感染症ということで、休職者はございません。

あわせて、県内市町における心身の故障による休職者の状況についてでございますけれども、令和4年度人事行政の運営に関する状況によりますと、令和4年度に心身の故障により

休職した職員は県内全体で185人、割合といたしましては3.0%の職員が休職をしているということでございます。これによると、市町で一番多いところは割合が5.5%、そして、10町においては、一番多いところで4.5%ということでございます。なお、江北町においては1.1%ということで、そのような状況でございます。

続きまして、2問目になります。過去5年間の定年以外の理由による退職状況ということでございます。

令和元年度から令和5年度までの定年以外の理由による退職については、合計9名となっております。こちらについても、併せて県内市町における定年退職以外の退職者数ということでございますけれども、こちらも令和4年度人事行政の運営に関する状況によりますと、県内全体で211名、そして、割合としては3.4%の職員が定年以外の理由で退職となっております。市町で一番多いところの割合は7.7%、10町においては、一番多いところは7.3%ということでございます。なお、江北町においては1.1%ということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、データで確認したいと思いますので、モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが、総務省が集計された自治体職員の一般職の普通退職者推移ということで、2013年度から2022年度ということで、これは私が今質問した内容でも一緒なんですけれども、ここに書いてあるので、待遇への不満や業務量の増加が影響していると見られているということと、さっき私が言いました30代までのという形で、3分の2を占めているということが載っておりました。

次に、右側ですけれども、これも総務省が発表しました令和3年度の地方公務員の退職状況等調査ということで、年齢別にずっと振り分けてありました。25歳未満が5,504人、13.5%、25歳から29歳が1万805人、26.4%、30歳から34歳が7,760人で19%、あとずっと下まで出ております。これを見ますと、先ほどの任用職員のときもそうですけど、やっぱり若年層という形で、入り方にいろいろ問題があるのかなと思いながら、私もこの表を見ながら感じたところです。

そこで、再質問をしたいと思います。

令和4年度から今年度までの退職者が増加しています。年齢層でいえば、さっきのデータにあるように退職者の割合が多い25歳から29歳です。新人や若年層などの公務員を辞めたい理由を幾つか挙げると、年功序列のような職場環境、人間関係による不満を感じる、仕事量に対しての収入が見合っていない、今後のキャリアアップや仕事のニーズに不安を感じる等があると思われますが、このような例を私が挙げたことに対してどのように感じられているのか、まずお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

自分の若い頃はこうだったというのをあえて申し上げないでお答えをしたいというふうに思いますけど、今、池田議員から御紹介をいただいた理由にほぼ該当するというふうに思います。個人的には石の上にも三年、これ自体がちょっと古いですけども、よく言うんですけど、どんなことをやろうと思っても必ず壁があるから、壁が目の前に来たら辞めるということであれば今からずっと辞めることを繰り返さないといけないと。だから、壁が来たら、まず乗り越えてみるところまでやってみないかと。そうすると、乗り越えてこそ見える景色というのもあるし、もし自分の目の前に壁が立ちはだかったら、おお、よしよし、順調にこの仕事にも慣れてきているんだなと。壁にぶつかることそのものが順調に成長しているんだなというふうに思ったらどうだろうかというふうなことを申し上げたりもしているんです、個別には。ただ、なかなかそれぞれの職業観とか、人生観とか、特にこの時代においてはまさに多様化しているものですから、そこはそれ以上にどうこう言うことはできないんですけども、中には惜しいなと、残念だなというふうな思いがあります。

理由は、先ほどおっしゃったことがほとんどじゃないかなというふうに思っています。だからこそ、先ほど会計年度任用職員のお話をされましたけれども、入ってから定年までと最初から思わなくても、例えば、会計年度任用職員として仕事をしてもらえれば、ほぼ総合職と同じような仕事がまずできるもんですから、そういうふうなことの中で、ああ、公務員いいなということであれば、総合職の採用試験、うちは今、社会人の採用試験もやっているもんですから、そういうふうな形がお互いにいいのではないかなというふうに思いますし、恐らくそういうのが今からのキャリアのルートの一つになるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、通告の質問を続けてしたいと思います。

ここ数年、土木区分の職員採用を実施していないようですが、組織体制は安定的に継続していけるのでしょうか。

最後の4つ目、令和7年度も職員採用予定がないようですが、何か理由があるのですか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、土木区分の職員採用を実施しておらず、職員体制が安定的に継続していけるのかということでございますけれども、今現在、土木区分で採用している職員については15名となっております、そのうち3名が課長職ということでございます。常勤職員全体の約15.8%、6人に1人が土木区分の職員ということでございます。

現状においては、水道事業の広域化、それと公共下水道事業の完了などにより事業量が減少していること、それと設計業務等も業務委託していることなどから、特に不都合は生じておりません。

なお、下水道事業の統計が取れる平成17年度事業費ベースで比較をいたしますと、一般会計の普通建設事業費と下水道事業の合計が平成17年度で9億1,600万円でございます。令和5年度については事業費が4億3,200万円となっております、事業費はほぼ半減している状況ということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

職員数については、平成17年度が土木職員8名、下水道職員が7名、合計15名、それと令和5年度においては、下水道職員が3名、土木職員8名ということで11名となっている状況でございます。

御質問の2点目になります。令和7年度の職員採用予定がないと、何か理由があるのかということでございます。

例年、業務量や全体の状況を考慮しながら採用計画を立てておりまして、今年度で国スポ関連業務が終了するというに伴いまして、国スポ推進室の職員4名を配置できることから、令和7年度の採用については予定をしていないということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。

ただ、国スポの職員はもともと最初から、去年、その前から分かっていたと思うので、ちょっと私はそれは国スポの職員の配置が令和7年度職員採用をしない理由にはならないかなと思いますけれども、ちょっと再質問します。

近年、急速にシステム化が進んでいて、ほとんど自動化されつつあります。このことから、キャリア形成や将来への不安を抱える若手公務員も多いと聞きます。人間関係や収入面、将来性など様々な原因がありますが、公務員を辞めてしまいたいと感じる原因は何だと思えますか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど池田議員が御紹介をいただいた幾つかの理由の中にほぼ該当しております。これは公務員だけじゃなくて、せっかくそこまで頑張って就職活動して入った会社なのに、入社式の夕方には、しかも、退職代行業者を通じて退職の申出をするとかいうようなことが言われておりますし、入社3年以内に3割が退職をするというのは、これは公務部門に限らず、恐らく今のそういう風潮というか、言ってみれば今の社会の状況なんだというふうに思います。だからといって、いつまでも自分が現役だった頃の昔を懐かしむよりも、実際そうした人材を活用していくというのが我々に課せられた責務なんだというふうに思います。

さっきの土木職員でいきますと、平成17年で9億強の事業費で15名職員がおりまして、今、事業費そのものは半分以上に減りましたがけれども、11名がおります。もちろん、今、技術の仕事ばかりしている職員ではないもんですから、必要に応じてそうした人事の中で技術職員の配置の補完というか、補充をしているということで、直近の人事もそういった趣旨の人事

であります、1つやっぱり懸念するのは、事業量の減少によって数というよりも質の低下が生じているんじゃないかなと。昔は本当にどんどんオン・ザ・ジョブ・トレーニングとあって、仕事をする中でいろんな専門的な知識を身につけていくチャンスがたくさんあったんですけれども、絶対的な事業数が少ないもんですから、いわゆる土木の職員と言われている職員を見ても、やはりそういう専門的なところ少し欠けておりますし、逆にともすると、例えば、契約とか発注なんかを含めると、今回の決算の報告でも言われましたけれども、やはり事務手続の無知とか、そういう意識の欠如とかいうようなところも実は散見されるのが恥ずかしながら現状であります。

ですから、数というよりもやっぱり技術的な、専門的な質の維持ということが私は課題だというふうに思っております、そういう意味でも、先ほど申し上げたような会計年度任用職員なんかの制度もうまく使ったり、また、場合によっては県とか、そうしたところから人材を得るということにしないと、やはり町のそうした我々公務部門の技術力の維持というのは図っていけないと思うので、そうしたいろんな制度を活用していきたいというふうに思いますし、先ほどの若者というんでしょうか、その中にも、やっぱり入ってみて初めてこういう仕事だと分かりましたというふうな職員さんとか結構おられるんですよ。もちろん最初的时候には、私はみんなのために働くと言われるんですけど、いざ入ってみるとちょっと思ったのと違ったと。だから、思ったのと違ったというのは誰でもあることなんですけれども、それでもやっぱりこれでやっていきたいというようなやりがいのある職場づくりは当然しないといけないと思いますけど、繰り返しになりますけど、やはりこの会計年度任用職員といったような制度をつくって、うまくキャリアの道を我々として準備していくということが大事じゃないかなと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

人事の採用というより人事の配置関係でちょっと私が思ったのは、今年、議会事務局長がいきなり替わりました。我々議員としてはそういうことを全然聞いていなかったもので、その辺はある程度、議長とか副議長あたりにどういうふうに伝えられたのかなと思いながら、今回こういう質問をしますので、ちょっと聞いてみたいんですが。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひそれは議長にお聞きをいただければと思います。決していきなりではありません。というのは、当然、いろんな人事の中の一つということですから、仮にそこに支障があれば全部人事を直す必要があるし、内示が出てからそんなやり直しということはできませんから、そこは当然任命権者である議長とは調整をさせていただいているということだけは御理解をいただきたいというふうに思いますし、言ってみれば人事に関することなものですから、ここでどここの人事があったとかいうことは差し控えさせていただきますけれども、役場全体を見て、当然人員の配置であるとか異動というのはさせていただいておりますし、必要に応じて他任命権者とは事前に当然調整をさせていただいているというのは御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

ここで議長に質問するわけにはいきませんので、その辺はいいですけれども、そしたら、ちょっと副町長に伺います。

副町長は県職員を退職され、それから、今年度から江北町の副町長に就かれております。長年にわたり県職員として勤務をされています。経験豊富な立場から新人や若年層の職員に対して助言等の考えをぜひしていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山下副町長。

○副町長（山下宗人）

池田議員の御質問にお答えします。

新人職員、あるいは若年職員への助言ということでございました。そこは新人、若年ということに限らず、この役場がよくなるのであればという思いでおります。

4 月に着任しまして、しばらく仕事をしていて思ったのは、仕事をするときにやっぱり組

組織組織で仕事のやり方、進め方、いろんなルールがあると思っていますので、そこは県庁でやっていた仕事のやり方を押しつけるつもりはなかったし、それは従っていかなきゃいけないなと思いながらやっけても、時々おやっ、これってどうなのというふうな仕事、あるいは決裁、あるいはそういったものが時々見受けられることがあったんですね。それは会計事務であつたりとか、法制事務であつたりとか、あるいは仕事の進め方であつたりとか、そういうところでちょっと気になる場所があつたので、それは個別個別で注意もしてきていた。それは若手職員ということに限らず、課長も含めてですけれども、でも、なかなかそういったことが直らないということもあつたので、町長なんかとも相談しまして、そういったところを――よくよく考えてみると、会計事務、あるいは文書事務、そういったところの一つ一つの仕事について、我々がやっていたときからすると詰める厳しさがなかなか足りないのかなみたいなことを思っていて、一つの決裁を見ている、この決裁ってもともと根拠はどうなっているのかと、根拠を詰めるところから起案が上がっていなかったりとか、そういうことも多かつたので、文書事務、会計事務、法制事務、あるいは仕事のやり方についてちゃんとやろうよということで庁内の委員会というのを立ち上げてやっています。よくない事例があれば、それはみんなで共有して、どこがいけなかつたのか、どこに改めるべきところがあつたのか、つまりきのどの段階でどうすれば直つたんじゃないかつたのかと、そういったところを共有して、そういうことを二度とこの組織としてやらないように、繰り返さないようにしていこうということでやっているとこでございます。

役場100人、正職員100人、会計年度職員を入れても150人です。県庁が3,000人、会計年度を入れると4,000人からの職員がいて、国や県から下りてくる仕事があつて、あるいは住民からいろんな声があつて、それに答える仕事もある。この体制で、この人数でよくやっているなというふうに思いながらも、もうちょっと詰めてしっかりやればもっともつとよくなるなというふうにも思っていて、職員がよくなる、あるいは役場がよくなるとこの町はもっとよくなるんだらうなというふうにも思っています。御指摘の若手職員に限らず、この町、この役場がよくなるのであれば、これまでの経験を還元していきたいと思ひます。

私からは以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

ありがとうございました。

最後の質問です。時間がないので、簡単に町長に。前回のとき、職員の言葉に耳を傾けてほしいということで最後を締めました。ぜひその辺は相談等も入っていただきたいと思いますけれども、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど山下副町長が答弁をしてくれたことに尽きるというふうに思いますし、以前から行政相談員さんもおられますし、また、副町長ということで、個別に職員も相談をしている光景が見受けられますし、その中で当然自分のところまで相談に来ることもあります。耳を傾けますから、ぜひその傾けた耳に届く声を職員ももっと自信を持って、勇気を持って、しっかり準備をして臨んでくれたら、もっと役場はよくなると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

これで池田和幸の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○井上敏文議長

7 番池田和幸議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

8 番西原議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○西原好文議員

おはようございます。8 番西原好文でございます。

通告しておりました1 問について質問していきたいと思いますが、質問に入る前に、先月末に発生いたしました台風10号により全国で6 名の方がお亡くなりになり、行方不明の方が

1名、125名の方が負傷者ということで、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、多くの地域で被災されておられる方の一日も早い復旧・復興を願うものであります。

また、この場を借りて、7月30日、東京の日本武道館で開催された全国少年剣道大会へ関東町人会会長をはじめ、5名の会員さんが朝早くから試合が終わるまで応援に駆けつけていただきました。出場した子供に代わりましてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

町の行財政改革について問う。

本町では、昭和60年度に町長を本部長とする江北町行政改革推進本部を設置し、町民各層から成る江北町行政改革推進委員会の答申を受け、平成8年度に江北町行政改革大綱を策定し、総合的かつ計画的に行政改革の推進を図ってきた。その結果、定員管理、給与等の適正化など内部改革に努めてきたほか、議会議員定数を平成15年の改定時より16名から14名にするなど行政改革の展開を図る中で、一定の成果を上げ、今日に至っている。さらには「江北町のまちづくり再生のために」と題し、「江北町行政改革プラン2004－江北町行政改革大綱〔集中改革プラン〕－」を平成17年11月改訂を打ち出し、行財政改革に着手され、何十項目に及ぶ行財政改革に取り組まれたという経過があります。あれから20年、改めて行財政改革への取組について質問していきたいと思います。

質問の前に、まずお聞きいたします。江北町行政改革大綱はまだ生きていますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

江北町行政改革大綱については、先ほど議員がおっしゃったように平成8年度に策定された後、地方分権時代に即した行政改革を推進するため、町民と行政の役割分担を明確化し、行政情報の積極的な開示を行い、町民と行政が協働する中で地方自治の新時代に対応した町政を推進することを目指して、「江北町行政改革プラン2004－江北町行政改革大綱〔集中改革プラン〕－」として20年前の平成16年、平成17年に改訂をされているところでございます。

この行政改革プラン2004の計画期間については、平成17年度から平成26年度までの10年間となっておりますので、現在においては運用していないという状況でございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

先ほど総務政策課長のほうから10年間の期限で現在は運用していないということでしたけど、この行政改革プランの内容を見てみましても、現在にも該当するものがたくさんありまして、私は10年と言わず、これからもいろんな資料についての取組をぜひ実行していただきたいというようなことで、まず、1つ目の行政内部の改革として、先ほど同僚議員からも組織の質問等が出ておりましたけど、かぶらない程度でちょっと質問をしていきたいと思えます。

組織機構の見直しについてですが、山田町長は町長就任以来、いろいろな組織の見直し等に取り組まれてきていることは十分承知しております。例えば、空き家対策では、担当課の総務政策課であったものを事業部署である基盤整備課に担当を替えたりとかですね。ただ、私が経験上、課をまたいだことによって、そういった空き家等も前になかなか進まなかった。私もお願いされた方が議会の傍聴にまで来られた経緯があります。そういったこともたくさんあると思うんですね。

以前、環境については、環境課がありました。今回、土元のほうで油流出等の事故等も発生した折、町民生活課環境係の職員が出向いて対応されたというようなことで、本当にその課で大丈夫かなというふうな気持ちもあります。

それと同時に、町長が先ほど以来、機構の中で課の担当する職員を異動されたりしております。私が一番今までで心に残っているのが、企画の仕事を持ったまま、今で言う地域振興課へ異動されて、その企画の仕事を丸々課長さんが地域振興課に持っていかれた。地域振興課とすれば、本当に今までになかったような事業がいきなり飛び込むわけですよ。それが定期的に町民といろいろもめていた時期もあったし、そういったエキ・キタのことですよ、ああいったことをいきなり担当課が替わって、本当は総務企画の中にあったんですね、一番最初。駅のいろんな整備、エキ・キタの整備も。それを担当が地域振興課に移られた段階で、地域振興課のほうに全部異動したと。そういったことによって、やっぱり職員の負担等が結構発生したんじゃないかなというふうなことで、先ほど同僚議員からいろんな課の組織の見直しあたりの質問が出ておりましたけど、そういった職員が異動することによって業務

等が増えたことについて町長はどう考えられていますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

町全体の業務量としては、人が異動することで増えるということはないと思います。やる人間が替わったり、やる部署が替わったりということだけですからですね。そういう中で、個々の職員で見たときに負担感を感じているという職員がいるのではないかとということだと思いますし、負担が増えたというのはどういうことかということ、我々に求められるものが高度化、多岐にわたってきているということ。ですからこそ、いろんなITのツールを使ったり、効率化できるところは効率化せんばいかんというのが、先ほどの山下副町長の答弁にもあったとおり、まだまだそういう意味では改めるべきところもあるというのが感想だったということだと思います。

幾つか具体的にといいましょうか、お話をいただきましたので、個別に申し上げますと、まず空き家対策についても、私、就任当時は空き家対策の中でもどちらかというと活用というんですか、お祭り騒ぎという言い方は失礼かもしれませんが、そちらのほうでメインで、企画のほうでやっていて、空き家の除去は当時建設課でやっていたんだと思いますが、町の現状を見るに、活用の前にまず安全対策のほうを優先してさせるべきだということもあり、空き家対策については一元的に最終的に基盤整備課のほうで、特に危険空き家の除去ということが一番の目標にやってきたということでもあります。

それと、先ほど駅の関係のことを言われましたけれども、もともと私自身も実は企画がかなり長かったんですけど、もちろんいろんな計画をつくとかいうのもありますけど、やっぱり初期段階のお膳立てをするというのが企画の仕事だというふうに思います。駅の関係も70周年の事業に移行したものですから、地域振興課のほうに移させていただきました。

例えば、私が来る前は、ふるさと納税については、ほぼ江北町では取組が行われておりませんでした。私が考えるには、本当はこれも最初はやっぱり企画が制度設計をして、例えば、1年間やってみて、軌道に乗ってから今度は商工関係に移すというのが自分の考え方だったんですけどね。何で企画でそういうことができていないかということ、ずっと特定の事業をやっていたから、新しく生まれるいろんな事業の最初の先鞭をつけるというところの機能が実はなかったように思います。ですから、私自身は最初の初期段階の制度設計と回り始める

までは企画がやって、あとはそれぞれの関係する部署に移すというのが自分の考えなものですから、そこは当然職員も一緒に行く場合もあります、まだまだ目をつけておく必要があるので。だから、職員がその仕事を持って組織改編に伴って別の部署でやるということなので、さっき何というんですか、課としては業務が飛び込んできますけれども、一緒にそれを行っている職員も来るものですから、その負担感はあまりないんじゃないかなというふうに思います。

それと、あと環境係のお話をされました。これも組織に正解はないとよく言われますけど、私の考え方としては、住民の皆さんのほうから見たときに広く住民全体に関わる業務を集約させていただいたということです。もちろん、ほかの課も個別にはいろんな住民の方に接する課はありますが、例えば、住民票であるとか、税であるとか、そして、ごみであるとか、こうしたところはどちらかというと比較的住民の皆さん全体に関わるものですから、名前も環境係ではなくて、町民生活課という名前で今、町民生活課の中に環境係があるということでもあります。

先ほど前の御質問にあったように、技術力の維持とか、基盤整備課じゃなくてもそういう技術的な観点というのは必要なんだというふうに思いますし、多分環境係も場合によってはそういう視点も必要だというふうに思いますので、そこは庁内の連携でぜひ対応していきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

それでは、これまでの行政改革の経過というか、私なりにどういった経過があって行政改革に取り組まれたんだろうというようなことで、ちょっとパワーポイントを使って説明したいと思います。

(パワーポイントを使用) これは、町政報告会が平成16年11月に開催されております。このときの出席人数あたりも50名程度で、町政報告会なのに職員が半分程度出席されておりました。さらに平成16年11月19日にネイブルで同じように町政報告会をされておりますけど、40名ほどの出席者ということで説明会が開催されております。

議題については、①市町村合併によるこれまでの取組について、②が新江北町行政改革推

進に係る答申について、③が江北町行政改革プラン2004についてという3点についてです。

町村合併のこれまでの取組をちょっと紹介したいと思いますけど、平成13年12月11日、前町長は杵島郡東部6町での合併を表明されて、今から24年前のことです。一応協議会としては16回の開催をされたというようなことで資料が残っていました。

平成15年9月20日、白石、有明、福富の3町が離脱届を提出されて、それを受けて協議会を9月末で解散することを確認され、9月30日をもって杵島6町の合併協議会が廃止されています。

さらには、杵島6町の合併が廃止されたことにより、町では平成15年11月11日に住民代表による江北町合併研究会を発足されて、合併に関する住民アンケートの結果、枠組みについては、北方、大町、江北との3町の合併が一番アンケートでは多かったというようなことで、平成16年4月2日、3町の町長・議長会において、4月13日に3町での任意合併協議会を設置することを確認されています。

平成16年7月に、これまた北方の町議会のほうで合併特別委員会を開催され、北部3町の合併から離脱するというようなことで、7月末をもって協議会を脱退されています。

その後は平成16年8月27日に江北町の合併調査研究特別委員会、これは議会ですけど、開催しまして、大町との合併はしないというようなことで決定をされています。

何でこういった合併の紹介をしたかということ、合併の協議をするときに言われていた——今思えばそみたいな話なんですよ、その当時の資料というのはですよ。平成20年度以降、毎年5,000万円から3億7,000万円程度の財源不足に陥るというような資料の作成の下、うちの町は平成20年度以降、財政的に厳しくなるから行財政改革が必要だという方向であったわけですよ。これは議会に説明された資料なんです。

その中に、本当にこれだけ財政不足に陥って、これが財源を補うための例を挙げて、3億円を捻出するためにはということで、人件費の抑制だとか、各種団体への補助金、イベント経費、各種助成金のうち縮減、それとか行政管理経費の削減とか、こういったことをして、やっと2億9,900万円の削減になりますよと。ですから、今のいろんな委員会だとか、そういった出席されている費用弁償から削減されたわけなんですよ。そのときに私たちも、やっぱり合併をできなかったというか、本当に議会の合併に失敗したわけですよ。そういった経過があって、やっぱり町の財政をもっと見直さないかんというようなことで行財政改革に取り組まれたということを今ちょっと紹介したかったんです。

2度の合併に失敗した本町は単独町として再出発をしなくてはならなかったわけですが、先ほど言った国が進めていた三位一体改革の影響から財源不足が生じると。危機感から江北町独自の行財政改革を行う必要が出てきたというようなことなんです。先ほどの1問目の質問が、その答申の中に組織の改革だったというのが出ておりました。

本当に20年前のことですけど、先ほど同僚議員からも質問等が出ておりましたけど、私が一番今回訴えたかったのは、組織の改革の中で一つの例を挙げて言えば、町の排水対策についてなんです。それはどういうことかという、なかなか進まない。何でその対策、いろんな課題を解決することができないかというようなことで考えてみますと、今、総務政策課、基盤整備課、地域振興課と3課がそういった担当をされております。中身を見てみますと、総務政策課が段取りをし、地域振興課、基盤整備課がいろんな担当というゲートだったりの話合いをする中で、いや、ここは基盤整備課だろう、いや、ここは地域振興課だろうというような譲り合いじゃないですけど、悪く言えばほかの課に押しつけている状態なんですね。だから、ゲート一つについても進まない。こういったことを一日も早く改革しないと、本当にこの排水対策についても前に進まないんじゃないかなと思っております。

もう既に大町は2基、電動ゲートを設置されたそうです。やっぱり一番のうちの売りは何かというと、そういった災害に強いまちづくりを町長がうたっているのであれば、事業部署としては一日も早い動きを取る。そのためには、そういった事業を行える課の統一をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は町長どうお思いでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、かつての行政改革の総括を御質問いただくのかと思っていましたら、最終的には総合排水計画の着実な推進、また、スピードアップのためには現在複数の課で分担している業務を一元化して、組織として1つの課にまとめたかどうかという御質問ということなんです。

そういう考え方も一つあるかなというふうに思いますけれども、どこの課がやるのかとか、押しつけ合いなんていうことは許しません。当然課の論理じゃなくて、我々は江北町役場として動いているわけでありまして、ともすると、1つの課だけでやってしまうと、逆にほかの課はよく知らないということになるんです。いろんな業務については、今、情報共有のた

めに課長会議を開いたり、臨時でも開いたりしております。もし複数の課で担当していることが仮に思うように進んでいない原因であるとするならば、ここで再度、それぞれの課の担当業務ということをきちんともう一回明確にして、そして、目標どおり進めていくという管理をしないといけないというふうに思います。

先ほどの副町長の答弁にありましたとおり、少しそういうところも含めて改めるべきところはあるかなと思いますが、課を1つにすればいいということではないかなというふうには今のところ思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

それが町長、いろんな課に行って、何で事業が進まないのといったときにそういった言葉が出てくるんですよ。用水、排水の関係で担当が違うわけです。用水は農業関係の水を必要とするゲートだから用水、排水は、これは水を流す作業だから基盤整備課だと。そういったことをいまだ言っているから前に進まないんですよということを先ほど言ったんです。

ちょっと時間の都合上、先に進みます。

先ほど同僚議員のほうから職員のことについてもいろいろお聞きされていたので、本当に職員の人事給与等の適正化というようなことでちょっとお伺いしたかったんですけど、先ほど5年間ぐらいで9名ですか、これは西部広域に行かれた方を含まないというようなことでしたので、12名ですよ。町の比率が1.何%というのはえらい低いなと。よその町はもっとそういった退職が多いのかなというようなことで驚きました。

町長にこういったことを言うのは申し訳ないかもしれないんですけど、職員の人事が4月の当初から、新年度から7月の人事異動というのがここ頻繁に行われるようになりましたね。前は7月の人事異動というのは少なかったというか、途中での人事異動というのは山田町長になってから頻繁に行われるようになりました。

先ほど同僚議員からも質問等が出ておりましたが、給料関係については人事院勧告による改定でなかなか進まないというのは分かるんですけど、他の市と比べるわけいかんדרろうけれども、他の町あたりとそういった調査——調査というか、されているのか。今のが1つですよ。

そして、もう一つ言えば、町長、病気されて長期休業されていて、復帰されますよね。そしたら、いきなり違う課に行かれたりなんかした事例もあるんですよね。そういったときに私が一番感じたのは、いろんな事業をその方が担当されていて、病気療養中にはなかなか総会あたりを開くにも開けないというようなことがあって、出てこられたときには違う課に異動されていたと。だから、残った職員は大変ですよ。その職員さんが持った資料あたりをどうやって整理すればいいのかとかですよ。

私が何を言いたいかというと、そういった給与の面もですけど、職員の異動によって、その方が抱えていた業務が滞ってしまうんじゃないかというようなこと。それはイコール、町長はいろんな仕事をする今の職員さんは本当に多種多様にわたって業務をこなしているというのは分からないことはないんですけど、逆に言えば、パソコンに自分のデータを詰め込んで、今、隣の人と話し合って、これはどうしたらいいだろうかというような業務が最近行われていないんじゃないかなというふうなことで、一つの例を挙げて申し訳ないんですけど、異動される前に休業されていた、復帰されたらいきなりほかの部署に異動されたというような事例もあります。そういったことについて町長はどう思われるのか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

最後に西原議員が言われた、昔はパソコンもなく、お互い顔を合わせ、しゃべりながら仕事の共有ができていたんだけどというのは、3月に退任をされた山中秀夫前副町長がよく言われていました。山中副町長は私が生まれた年から役場にずっと奉職をされておられましたので、先ほど御紹介をいただいた行政改革であるとか、いろんなこれまでの町政の推移の、まさに当事者として過ごしてこられたわけでありまして、昔はパソコンなんてなくて、もっとお互い、こうやって仕事していたものだ、今の御質問でそれをちょっと思い出したところですよ。

さはさりながら、昔はよかったでは今からの時代、済ませられないものですから、先ほどからあっているように、今の若い人たちのいろんな働き方、職業観にも対応するような働き方も準備する必要があるということです。

幾つか、今御質問いただいた分にお答えします。

私になってから4月の異動じゃなくて途中異動が多くなったということですけど、多分多

くなったと思います。それはなぜかという、3月の定年退職者が少なくなったからです。例えば、税なんかを見ると、3月に異動されるよりは、というのも4月になったらすぐ課税の手続に入る必要があるので、恐らく4月に異動するよりは6月とかのほうがよかったりするんですよね——というふうに、例えば、今回決算の認定をいただきます。会社でいけば、決算をして、そして、株主総会をして初めて人事があるとか、国家公務員なんかも国会対応があつたりするので、7月1日の人事というのが一般的であります。

今、佐賀県庁も10月1日の人事異動を定期化しますというようなことを言われておりまして、実際そうされていますが、今まではどうしても3月31日に特に役職者が定年を迎えると、そこを補充しないといけないものですから、それに伴って4月1日の人事異動というのが行われていたんですけれども、先ほど申し上げたように働き方も今いろんな多様化しているし、そういう意味では定年で3月31日にということがないもんだから、いろんな業務の都合を見て、そして異動しているから、御指摘でいえば、必ずしも3月31日にこだわる必要がなくなったということなんじゃないかなと思います。

それと、職員の給与のことを言われました。江北町のラスパイレス指数は県内でも上位であります。御存じのとおり、今回も既に人事院の勧告がされましたので、恐らく巡り巡って12月ぐらいには職員の給与の引上げ改定の御相談をすることになるかなと思いますし、今は夏季休暇も5日間とか、そういう意味では処遇の面からいけば、公務員制度そのものがとても働きやすい環境になりましたし、江北町も決してそういう中では見劣りするような勤務条件ではないということは御承知いただきたいと。

それと、病気休暇のことですけれどね、休職のこと。あまり個別のことは言いたくないんですけれど、病気休職に至ってしまう原因というのはいろいろあります。その中には、例えば、その職場の環境とか、そこでの人間関係とか、そこで担当していた業務とか、我々は機械的に病気休職上がりだから、次、あそこへ異動というようなことはしておりません。基本的には、復職して元の部署に戻るのが一番負担は少なからうというのが今までだったんですよ。ところが、よく話を聞いてみますと、元の部署に戻るんだったら、ちょっと復職はまだまだ難しい。というのは、至る原因にそこがなっているということが結構あるものですから、そういうことであれば、もちろんそれ以外の職員については負担は増しているかもしれませんが、ただ、やはり職員がなるべく早く復帰をして、そしてまた、通常の業務に当たってくれるということを優先すれば、本人の意向を優先すれば、必ずしも同じ部署に戻してあげる

ということは逆効果であるというケースがあるものですから、そういう場合にはあえてほかの部署で、新天地で心機一転頑張ってもらおうということをやっているのは事実です。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

本当は2問目に職員の定員管理の適正化を聞いたかったんですけど、先ほど同僚議員のほうからいろんな質問も出ておりましたし、回答としてはかぶったことがあったので、省いたところでございます。

次の質問に入りますけど、(5)の職員の意識改革、人材育成についてちょっとお尋ねいたします。

先ほど質問しましたとおり、現在の職員一人一人にパソコンが与えられております。パソコンの整備をする際、いろんな意見が出たのも確かでございます。1人1台のパソコンを整備するときに、議会のほうでも同じ職場で話をしないようになるんじゃないかとか、いろんなことも出ました。ただ、業務の効率化をする際には欠かせないものですから、やっぱり入れることについては業務の効率を上げるためというようなことでしたので、何も異議はないんですけど、先ほど言ったように隣の職員さんとも会話すらできていないんじゃないかというような、ちょっとマイナスの面も見られるというのをやっぱり感じております。

先ほど前副町長の話もしていただきましたけど、よく言われていたのは、仕事が多いときは課の職員で一緒に手分けをしてしていたというのが今はほとんどないと思われませんか。それは何でかといったら、そういったパソコンあたりの導入によっていろんな業務の効率化あたりも進められておるし、作業自体も以前と比べれば大分進んだと思います。

その後の人材育成についてですけど、多分公務員になれば、まず研修等がありますよね。やっぱり他の公共団体等の実務研修だとかもあると思われませんか。その意識改革の中で、どの時点で公務員になって町の職員として意識を高めてもらえるのかなというような点で、今、副町長のほうからいろんな自分の経験を生かした話もいただきましたけど、1つは、やっぱり民間企業への実地研修あたりの考えがないかなというようなことについて、ちょっとひとつお尋ねいたします。

今の井上議長が在職当時、建築の専門の職員さんでられました。ほとんどの建物あたり

の管理業務については井上課長がその当時はされておりました。今を見てみると、いろんな改修、改築あたりの話が出ている中で、1名の、それも女性の担当がおられるというようなことですが、果たしてその方がいろんな建物だとか、設計から監理業務までこなせるのかなというふうなことで、前も私は大分、しばらく民間の設計業者とかに出向で出されたらというような提案もしてきたんですけど、そういった本人の技術力を高める研修あたりは考えられないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今御質問の民間研修というのがどういう研修先を想定しておられるのかがよく分かりませんが、私たちが江北町はどちらかというと、そういう職員の意識改革というよりも研修については積極的なほうだと思います。佐賀県の市町村振興協会が実施をしている各種研修の受講率は毎年トップクラスであります。というのも、2年に1回（66ページで訂正）は全職員が何らかの研修、講習を受講するようにということにしておるものですから、ほぼ全ての職員が少なくとも2年に1回（66ページで訂正）は自分の関心がある、また、業務に必要なというものについては受講してくれているんじゃないかなというふうに思いますし、コロナがあったりして、県の市町村研修生の派遣が1年はやめておりますけれども、毎年、私が就任後から職員を県のほうへ派遣して勉強させてもらっています。さっきの技術面でという意味でいけば、恐らく初めてだと思いますけど、江北町の職員としては県の道路課に研修にも、本人の希望も聞いてやったりしたこともあるということでもあります。

恐らく役場にいる間だけが役場職員なわけではないものですから、当然役場職員という服は我々はいつどこでも脱げませんし、一人の社会人というか、職業人としては、自分のスキルを上げていくというのは、業務、先ほどの研修みたいなことはもちろんですけど、それぞれ一人一人の言ってみれば営みとしてやってもらえたら大変ありがたいなと思いますし、そういう職員もいるやに聞いております。

私自身も前に御紹介したかもしれませんが、あまり昔話のことを言うと嫌われるのであれなんですけど、熊本まで月1回、自治体法務研究会というのに通ったりしておりました。やはりプロとして自分に足りないなというのを自分で補うという姿勢はあってもいいんじゃないかなというふうに思いますし、そういう職員の学びの機会というものはこれからも増や

していきたいと思いますが、民間研修1年間ということよりは、今は社会人の採用試験もしております。まさに研修どころか、民間で十分な輝かしい経歴を持っている職員が我々の仲間として、総合職、一般職いずれも働いてくれておりますので、そうした採用の面から民間のいろんなノウハウを活用するということは考えられるかなと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

その次の6番の財政運営については、本当は質問はしませんというようなことでしたが、初日の代表監査委員さんからの意見書の中に、26ページにおいて財政指数等の意見が出ておりました。そのことについて、実質収支比率は2ポイント改善、経営収支比率が3.4ポイント低下、財政力指数が0.009ポイント低下というようなことで指摘がされております。その出された数値、今後改善するように努められるようというような御指摘がありましたけど、そのことについて総務政策課長——町長、答弁する。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の御質問には総務政策課長がこの後答えますが、先ほど私、研修の御紹介をしましたけど、総務政策課長から怒られました。2年に1回ではなく、毎年全員何らかの研修はちゃんと受けていますということです。なかなかそんな市町、ほかにないんですよ。かなり受講率にばらつきがありますけれども、いつも江北町は高位で推移をしています。それだけいろんな職員がいろんなことについて、スキル、知識を身につけてくれているというのは大変頼もしいなというふうに思っておりますので、2年に1回じゃなくて、毎年職員がそれぞれ受けているということで訂正をさせていただきます。

○井上敏文議長

財政指数について答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

財政指数についての御質問だったかと思いますが、毎年、財政の健全化について数

値を出しておりますけれども、数字については毎年その状況によって前後するということがございますけれども、今後も健全化に向けてというか、数字が向上するように努めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

いきなり健全化については質問なしと書いていたのに聞いたもんですから、聞き取りをした段階で担当者のほうからしばらく大丈夫ですというようなことで聞いていましたけど、代表監査委員さんのほうからそういった指摘が上がっておったので、ちょっと気になったもので聞いてみました。

続きまして、大きい2の新しい時代に対応した行政システムの構築の中からちょっと幾つか聞いてみたいと思います。

広域行政の推進というような中で、現在、杵藤地区広域市町村圏組合は3市4町で構成されております。広域消防、電算業務、葬祭、介護保険、住民登録等について各種の共同事務事業を行っておられます。さらに、ごみ処理については西部環境クリーンセンターで、これは4市5町で構成されておりますけど、そういった広域行政が進む中で、特にごみの分別については私も委員をしていた経験上、町長と常にごみの分別については、このクリーンセンターを長続きさせるためにはやっぱり分別を再度しなければいけないというようなことで意見を言ってきたところなんですけど、いまだ多分変わっていないと思います。その当時でいいますと、うちと鹿島と嬉野の3構成市町が分別をされていて、他の市町については分別をされていないというふうなことでしたけど、町長も常日頃、委員会に出るたびに、やっぱり同じ構成市町で統一した見解の下でしていかなと施設の長もちなんかは考えられないというふうなことでしたけど、その後、町長、変わりがあればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

1点訂正をさせてください。

ほかの市町は分別していないわけじゃなくて、プラスチック包装容器を分別していないと

ということで、全く分別していないということではなくて、今御質問いただいたのは多分プラスチック容器ごみの分別のことを言われたというふうに思います。

基本的に考えて、同じところで処理しているのに持ち込むごみの分別の仕方が違うというのはやっぱりおかしいと思うんですよね。しかも、もともとごみが多いから減らしましょうと言っているんだったら、分別できることは分別しましょうといって何がおかしいのかと思うんですけど、なかなか一度甘いほうになってしまったら戻せないというのが現状なんじゃないかなというふうに思います。

ただ、今、西部クリーンセンターのほうでは、次期計画とかいうようなことも策定をされておりますもんですから、それこそ西原議員と一緒に口酸っぱく事あるごとに組合のほうにも指摘をしてきて、今、一応組合の中で検討会が設置をされていますので、今は単純な処理の共同化なんですけど、そうじゃなくて、このごみ処理、もっと広く共同化をしないといけないというのが我々の主張でありますし、後ればせながらではありますけれども、そうした動きを今検討されているということでもあります。

その一方で、我々はもう一歩先に進めましょうということで、容器包装だけではなくて、プラスチックそのものの江北町としての再製品化に向かってかじを切っておるところであるということも付け加えさせていただきます。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

さらに広域行政のことで1つ、ちょっと課題にしてほしいというのが、広域消防の在り方ですよね。今現在、白石消防署に配備されている人員が、大町分署に人員不足が生じておりまして、例えば、救急車が出ておるときに消防車の出動は白石署から人員が加勢に来てくれんと出動できないとか、そういったことが起きているというのを、私がいるときから話が出ておりました。

なかなか広域圏として消防に負担金を、やっぱり消防は多いもんですから負担金を上げることについてはいろいろ議論が出ておりましたけど、私は逆だと思うんですね。今、町の消防団員の人員確保が難しい状況の中で、第1消火に当たってくれるのは誰だというようなことで、それと今はいろんな広域消防についても防災ヘリですとか、救急隊については病院に

研修に半年行ったりとか、いろんなことで人が割かれている中で、かつかつの中でやっておられる。なお大町分署については人員が不足しているから、白石署から大町のほうに来られてからの出動になってしまうというようなことをお聞きしまして、今後のそういった広域消防についての協議もちょっと進めてもらいたいと思いますけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

西原議員とは長く一緒に各種の広域の協議会に出席をさせていただいておりましたので、我々の考え方は基本的に一致をしているというふうに思います。ともすると、どうしてもほかの市町に対する遠慮があって、本当は言いたいけれども、今日はこの辺ぐらいにしとくかというような気持ちは少なくとも我々にはなかったというふうに思っております、江北町としての利益の最大化はもちろんでありますけれども、やはり広域全体としてどうあるべきかというのは積極的に発言をしていただいたものだというふうに思っております。

今回、行政改革ということの中で御質問をいただいておりますけど、恐らくかつての行政改革というのは、もちろん国全体の財政状況も厳しかったので、例えば、定数削減とか、人員削減とか、また、予算カットという、どちらかというと減らしていくことが、やはり単独運営をしなければという危機感もあって一番主眼に置かれていたというふうに思いますけど、今回の一般質問のいろんなやり取りも含めてですけど、こういう複雑多様化する社会の中で江北町がこれからも生きていくためには、そういう減らすということだけじゃなくて、パフォーマンスを上げるというんですか、成果を上げるとか、それと選択と集中をするとか、どちらかという経営とかマネジメントみたいな観点が恐らく新しい時代の行財政改革じゃないかなというふうに思っております。

それと、先ほどから御質問いただいている広域行政というのは、我々の小さな町にとっては大変大事な生命線だと思っています。これも私はこれからの行財政改革の江北町におけるキーワードだと思っているのが、やはり割り切りと相乗りということを前に言ったと思います。ほかのところのように観光施設もつくる、何をつくるというようなことは、我々小さな町ではできません。ですから、冒頭紹介したような住み心地、そういう生活の質を上げるためにということを集中的にやるという割り切りも必要だと思いますし、広域行政を積極的に活用して、なるべく自分の江北町の負担を減らしていくと。タクシーに1人ずつ乗るよりも

4人乗ったほうが当然1人分の割り勘は少なくなるわけですから、そういう意味で、この広域行政というのをしっかり活用していかなければならないわけですが、今は大きい町もあれば小さな町もあります。必ずしも同じ広域のメンバーだからといって、同じ価値観では動いていません。そういう中で、我々小さな町の声が埋もれないようにしっかりやっていかなければと思いますし、最後にしますが、今問題提起いただいた消防の在り方についても、やはりしっかり議論をしなければと思います。交付税をもらって、常備消防と非常備消防に予算を分けているわけですが、これから長い目で見たときに江北町の安全・安心を守るためにはどういう消防体制が必要なのかということが、我々の考えがなくてはならないと思います。ぜひそうしたところも含めて、また今後も西原議員とも意見交換をさせていただければと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

もう時間が迫っておりますので、ちょっと足早になりますけど、住民サイドに立った行政サービスの向上というようなことで、平成18年、町民1人当たりの予算、決算の金額で言えば39万円なんですよ。平成18年ですよ。これは行革の後の年で、令和4年度73万円、町民1人当たり。これだけ町民1人当たりの負担もあるし、使えるお金というのが増えているにもかかわらず、いろんな議員からも買物難民ですとか、ちょっと言ったら高齢者の足の代わりになるものとか、いろんな質問が出ていると思うんですね。ですから、そういった予算が町民の全体に渡るような、町民全員に配分されるような、これから先改革をしていただきたいと思います。

それと、もう時間がないので、6番目の質問も一緒にしたいと思います。

民間活力の導入、民間委託の推進の中に、以前は本町にも地域おこし協力隊が一番最初は2名おられました。現在は不在であります。その1名については、まだ江北町におられるというようなことでお聞きしております。

佐賀県では今、改めて地域おこし協力隊を推進しており、各市町にそういった地域おこし協力隊の配置をお願いされているのをお聞きしますが、そういった地域おこし協力隊の方々を再度雇われる考えはありますかというようなことで、これを最後に質問したいと思い

ます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

1 番目は住民サービスの充実ということです。

これまでも充実を図ってきているからこそ、1 人当たり直すと金額が大分大きくなったと。例えば、運転免許の返納が役場でできるとかいうのはなかなかほかではないですし、給食費の無償化とか、いろいろそういうのはやっているんですけど、恐らく必要な充実はある程度できている一方で、これまで脈々と続けてきて、そろそろ見直すべきいろんな事業を見直していないということが、全体として1 人当たりでいけば金額が大きくなっている要因にもなっているのかなというふうには思います。

当然、今までやってきていたのを見直すということには物すごく抵抗感があるのは御承知のとおりであります。何で去年まではもらえたのに自分たちはもらえないのか、それは不公平だろうとかですね、まさに我々の目の前におられる町民の皆さんのそういう反応が想定されるわけです。ただ、それでも将来を見た場合にはきちんと議論をして、そして、御理解をいただいた上で、場合によってはそうした見直しということにも議論を踏み込んでいかなければ、やっぱりさらなる充実を図るためには財源も要るわけですから、今回、ありがたく西原議員の御提案を受け止めさせていただいて、ぜひそうした議論もさせていただければと思います。

それと地域おこし協力隊、御指摘のとおり、今年度になって佐賀県も大変熱心に動かされていて、副町長は3 月まで担当部長だったんですけどね、今年になって、えらい県もあれしよるもんねと言われていました。

もちろん、せっかく県もそうやっていろいろ推進をされておられることについてはしっかり受け止めたいと思いますけど、前も言いましたけど、これだけは申し上げておきます。地域おこし協力隊員を入れることを目的にすることはありませんし、どこか特定のところだけに利益があるような形で町として入れるということはふさわしくないというふうに思っておりますけど、その2 点を前提にした上ではありますけど、せっかく佐賀県からのいろんな御提案でありますから真摯に受けさせていただいて、庁内で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

町長、最後に町民の声を代弁させていただくと、子育て支援あたりは今充実していると思います。逆に言えば給食費の無償化あたりについても、該当される方以前の方々は給食費ぐらい自分で払わにゃというような意見もたくさん聞きます。お年寄りの方からは、若い人ばかり金を使わないで、年寄りにも目を向けてほしいという御意見もたくさん聞きます。中心部ばかりじゃなくて、町長がよく言われる過疎化の地域にもっと目を向けていただきたいというような町民の声がたくさんありますので、そこら辺は、先ほど言いました金額的には20万円近く上がっていることについて、やっぱり町長はいろんな考えをお持ちですので、これから先、全町民にそういったサービスあたりが行き届くような改革を行ってもらいたいと思うんですけど、最後に答弁をよろしいですか。

○井上敏文議長

山田町長。簡潔にお願いします。

○町長（山田恭輔）

前の人までもらえたのに、今度からはもらえなくなったとか、前の人はこのぐらいしかもらえなかったのに、新しい人はこんなにももらえるということは、不公平なのかということだと思うんです。当然いろんな制度が改善をされています。例えば、育児休業なんかも以前とは全然制度が違います。うちのおふくろが言っていました。私たちのときは育児休業なんてなくて、産休取っとも大変やったとけ、あんたたちのときはよかねと。ただ、それはやはり先人たちがいろんな取組をした結果として今があるわけですから、前は駄目だったけれども今はいいとか、前はよかったけど今は駄目ということが、もしきちんと明確に根拠があってそうであるならば、それは不公平とは言わないんだろうと思うんですよね。なぜかという、それを言ってしまうと、今回監査で指摘していただいたことの中には、根本にはそうした考えといいましょうか——が含まれているんです。でも、そうではないんだと。だからこそ、議会にも承認をいただいて、町としていろんなルールを決めて、制度を変えていっているということなんだというふうに思います。

それと、最後にします。いろんな町民の皆さんに目配りをと。江北町はたった1万人弱の

小さな町であります。25平方キロの小さな町であります。ただ、山間部もあれば平野部もあります。お年寄りもおられれば若者もおられます。いろんな方たちがおられます。その誰一人として目配りを怠ることのないよう、これからも町政を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

これで一般質問を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

○井上敏文議長

8番西原好文議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。11時20分に再開します。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

9番田中宏之議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田中宏之議員

9番田中宏之でございます。午前中、最後の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからも、台風10号で被災をされた方々には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

この台風、先月29日に鹿児島に上陸をしました。報道によれば最強クラスの台風ということで、大変心配をしておりましたけど、よその地区には申し訳ないですけど、我が町にとっては大した被害もなく、安心したところでございます。また、農業者の方に見れば、この台風、稲に対しては大変大事な時期、穂が出る時期だったんですよね。それで大変心配をされておりましたけど、大した被害もなく通過したことは本当によかったなと思っております。

また、そういうことで、今回、今議会では、この農業、気象条件によって大きく収益、収量等が左右されます。今議会においては、この農業問題について質問していきたいと思いま

すので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず1問目、農地中間管理機構の利用状況について。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、利用権設定事業、いわゆる相対での農地の賃借が廃止されることから、令和7年4月からの農地の賃借は農地中間管理事業、要するに農地中間管理機構を介しての農地の賃借に移行するようになっております。

まず、そこで、1問目の質問ですけど、現在、我が町の農地の賃借状況はどうなっているのか。面積と件数、それと貸手側と借手側の件数をお尋ねします。

2問目もこれは一緒にしたほうがいいと思いますので、2問目も一緒に質問します。

現在、賃借状態にある契約のうち、農地中間管理機構を介して契約している件数はどのくらいになっておりますか。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、モニターにちょっと表をまとめておりますので、モニターのほうをお願いいたします。

（パワーポイントを使用）農地の賃借状況ということでございます。

江北町全体の農地面積につきましては1,090ヘクタール、これは畑を含む面積ということで御理解いただきたいと思います。このうち、貸付面積は721.4ヘクタール、貸付件数1,026件、借受け件数291件、江北町の農地全体で約66%が貸し付けられております。34%が自作地ということであります。

質問の2点目、農地中間管理機構を介する契約につきましては、農地中間管理機構は県、市町、農業団体が出資して組織されている法人で、佐賀県の場合は公益社団法人佐賀県農業公社が県知事より指定を受け、農地の中間的な受皿として事業を実施している組織であります。ここに対しての貸付面積は420.9ヘクタール、貸付件数486件、借受け件数70件、賃借の約6割が農地中間管理機構を介した契約となっております。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

ありがとうございます。約7割弱ぐらいが賃借の状態ということですよ。分かりました。そしたら、次に行きます。

近年、農地が荒れているところが散見するようになっております。特に中山間地に目立つようです。畑はもちろん、水田においても荒れている場所が見受けられます。これは恐らく地権者が耕作できなくなった上、その農地を預かってくれる者がいなくて耕作放棄地になっていると思います。以前はそういうことはあまりなかったと思いますが、今後、こういった農地がどんどん増えてくるんじゃないかと心配するところでございます。こういった状況を町としてはどう思われているのか、お尋ねしたいと思います。

ちょっとその前に、答弁をもらう前に見てもらっていいですかね。

○井上敏文議長

はい。パワーポイント。

○田中宏之議員（続）

（パワーポイントを使用）議会前に江北町を回って、ちょっと荒れているようなところを写してきましたので、見てください。

これは上小田地区になりますけど、こういうふうにはもともと水田だったんです。先ほど言うように、後、耕作者がいらないということで、こういうふうには雑草が植わっているような状態なんですよ。

先ほど申しましたように、これも中山間地ですけど、こういうふうにはちょっと荒れている状況ですね。なかなかこうなったら水田に戻すのも大変じゃないかなと思われるところでございます。

これも中山間地のほうですけど、昔は稲を作っておられましたけど、こういうふうには草ばかりになっているというような状況です。

これも中山間地ですが、これはきれいに管理をされておりますね。こういうふうには昔は管理をされて、きれいな圃場がたくさん見受けられたということですね。

これは中山間地じゃなくして、東分だったと思いますが、平地のほうの耕作放棄地となっております。隣はちゃんとこういうふうには作っておられます。

そこで、答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えいたします。

今回、田中議員の一般質問を受けまして、耕作放棄地というのは何かということをちょっと整理したので、モニターのほうを御覧いただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）耕作放棄地というのは農林業センサスの用語であります。定義といたしましては、以前耕作していた土地で、過去１年以上作付をせず、この数年の間に再び作付する意思のない土地ということで定義をされております。つまり農家の耕作意思が反映される、言わば農家の主観的な調査ということでございます。

耕作放棄地という言葉については、2020年のセンサスより耕作放棄地の調査項目が削除されておりまして、現在、公には耕作放棄地という用語は使われなくなっているということでもあります。

一方、農地法では遊休農地という言葉を使います。管理状態や荒廃の程度により、２号遊休農地、１号遊休農地というふうに区分がなされます。２号遊休農地は、「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」と定義され、管理が適切に実施されず、放置されている農地のことをいうということであり、１号遊休農地については、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と定義されておって、草刈り、基盤整備などの手を加える必要がある農地のことであります。

遊休農地につきましては、農業委員会において利用状況調査、いわゆる農地パトロールが実施されています。農業委員が農地の状態を見て、客観的に調査を行っているものであります。

もう一つ、非農地というものがございすけれども、これにつきましては農地法の施行以前から農地でない土地、または農地に復元することが困難な農地について、農業委員会では非農地証明を発行して、地目変更登記を促しております。

そこで、今年度の農地パトロールの結果について、農業委員会のほうにちょっとお聞きをしました。８月に農業委員会、農地パトロールを行ったわけでありすけれども、八町地区に１か所、東区に２か所、２号遊休農地と判断される農地があり、農業委員会のほうで改善

指導、新たな担い手へのあっせんが行われるということで伺っております。

御質問の荒れた農地が増えることについての町の考えということでもありますけれども、これらの遊休農地になる一段手前の段階で、作物が作られておらず、耕作可能な状態を維持している自己保全管理という農地がございます。この自己保全管理という農地の管理状態が悪くなると、遊休農地のほうに移るということでもあります。この自己保全管理という農地の面積が江北町で22.8ヘクタールございます。全体の約2%ということでもあります。近隣市町と比較して決して多くはありませんが、5年前より約5ヘクタールほど増加をしております。これらの自己保全管理という農地については、平たん部では主に屋敷周り、中山間地では狭地、傾斜地、条件不利地というところで非常に多くて、こういった農地が担い手にとっては敬遠をされて、農地の流動化がなかなか進まない要因となっております。

こうした状況を改善するために、農業委員会と協力をして、地権者、耕作者に対し農地を荒らさないよう指導すること、また地域で協力して管理していくことが最も重要と考えております。また、農地だからこそ、農業委員会が関与をし、中山間地域の交付金とか、多面の交付金等が活用できるメリットもございます。農地としては維持しつつ、管理指導を行っていくことが周辺環境の維持のためには有効であるというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

やっぱり少しずつそういうふうには増えているのは事実じゃないかと思います。

そこで、やはりこういった状況を打開するには、就農ができなくなった地権者から耕作できる農業者にスムーズに経営移譲ができれば問題はないかと思います。そのために町に農業委員会があり、県には農地中間管理機構があると私は思います。

そういう中、冒頭申し上げましたように、来年度4月からは相対での農地の賃借、いわゆる利用権設定事業が廃止され、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業に移行するように決定しています。そんな中、聞くところによりますと、農地の賃借の契約をする貸手側、それから借手側の両方に手数料が発生し、それを農地中間管理機構に支払いしなくてはならないようになっているそうです。このことについて、耕作放棄地が出ないように農地の集積等に頑張ってこられた我が町の農業委員の皆様、また地域振興課の職員の皆様はどういうふ

うに思われますか。

○井上敏文議長

地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

まず、農地集積につきまして申し上げます。

農地集積につきましては、平成22年、今から14年前に町内各地に分散して耕作する農地を解消して集約を行う取組が始まっております。この際には、田中議員をはじめとする個人担い手農家の方々に多大なる御協力をいただいたところであります。こうした取組が評価されて、農業委員会が農林水産大臣表彰を受けるなど、全国的にも高い評価を受けているところであります。

さて、手数料徴収についてでありますけれども、その背景といたしましては、農地中間管理事業は平成26年に始まっております。事務費用はこれまで国の交付金で賄えておりましたので、手数料を徴収しておりませんでした。また、田中議員の先ほどの御質問のとおり、農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定制度は令和6年度で廃止されます。廃止された後は中間管理機構に統合されるということでございます。このことによりまして、基盤強化促進法分の事業量が中間管理機構において増えるということで、中間管理機構を介した契約は佐賀県全体でおおむね3倍から4倍になるというふうに見込まれております。このことに対応いたしまして、中間管理機構はシステムの改修、職員の増員が必要であるということでありまして、近年、国の交付金の増額が要求しても通らない状況が続いているということでもあります。中間管理機構は独自の財源を確保するために、手数料を徴収することを農業公社の理事会で決定されております。

次に、手数料の内容といたしましては、令和7年度から11年度の5年間、貸手、借手の双方に1%プラスの消費税、1.1%徴収をするということで決められておりまして、令和12年度以降は料率の見直しを行うということでもあります。また、手数料は令和7年度以降の利用権設定分から適用すると。令和7年度がまだ契約期間中である場合は、更新する年度から適用していくということでもあります。

このことを踏まえまして、農業委員会会長と意見を交換いたしましたけれども、見解といたしましては、手数料徴収は昨年12月に公社の理事会で決定をされて、今年度は町や農業委

員会、農業者への周知が行われていると。本来なら、農業委員会の会長会議とかでもっと市町の農業委員会の意見を聞くなど、決定の前段階で丁寧な対応が必要だったんじゃないかというふうに農業委員会のほうも認識をされているということでもあります。

また、生産資材等が近年、物価高騰いたしております。農業を取り巻く環境が厳しい中、農業者、地権者に新たな負担が強えられることとなりますが、このことは農業委員会としても、役場としても、非常に心苦しいと思っているところであります。しかしながら、中間管理機構は農業の担い手にとって必要な組織でもありますし、今後の中間管理機構の安定的な運営を考えた場合に、手数料の徴収は必要な対応であったというふうに受け止めているところであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

町としては、これはどうしようもない、必要なことだということですね。

先ほど貸付けの面積を言ってもらいましたが、約720町ですね。1反当たり約2万円として、1億4,000万円ぐらいの賃貸の料金が動きます。その2%、1億4,000万円の2%ですから、280万円の手数料が発生するということになります。それを来年度から借手側と貸手側で支払いをするということになります。

今まではこの手数料はなかったわけですね。しかも、来年からはどうしても中間管理機構を通さんと賃借の契約はできない。これはちょっとなかなか農業者にとっては理解しにくいというか、受け入れ難いんですね。しかも、聞くところによりますと、これは全国どこでもやっているかなといったら、そうじゃないらしいですね。佐賀県と、あとどこか何県かぐらいだそうです。そこら辺がちょっと理不尽で、納得できないところかなと思います。

町から、もっと県、国のほうに要望としてできないのかな。その辺は町長、どう思われますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

本件に関しましては、先ほど地域振興課長が申しましたとおり、決まりましたと、7年度

からこうなりますという説明に來られましたので、まずやはりやり方そのものが基本的におかしいんじゃないかと。決まったと言いに來られて、いや、こうやって一件一件回っていますと言われていましたけど、言ってみれば通告をしに來ただけで、そこから何か我々がいろいろ意見を言ったとしても、これはさっきあったように農業公社で決めてあるんですね。ですから、そこについてはきちんと異議を申しました。

おっしゃるように、その上で何とかならないのかということで、その後の農業公社の総会があったのかな。なかなか首長さん行かれないんですけど、私、行ってきました。それについては申し上げました、そういう手続については。ただ、今回のいろいろ一般質問の中でも、これからの時代も農業が持続していくことというか、一番大きく言えば、やっぱり日本の食料をこれからもどう確保していくかと。そのためにはこれからも日本の農業をどう維持していくか。もっと言うなら、地域でいくなら、そのための基盤である農地をどう保全していくかという大きな流れの中では、私も一定はやむを得ないことかなというふうに思っていますが、もしその上でいろんな対策が取れるようであれば、しっかり声を上げていきたいというふうに思います。それは我が町だけじゃなくて、お隣には同じように農業の町である白石町さんもありますけれども、そうしたほかの町とも連携を取って、また関係機関とも協調しながらやっていきたいとします。

令和6年6月に政策提案が県から国にしてもらったのかな。それと今度、県議会も同じく6月に、議員連盟が今結成をさせていただいているものですから、国のほうにも陳情をさせていただいていますし、我々江北町も属している町村会でも同じく6月には書面による要望書を提出させていただいておりますし、市町の農業委員会でも地元選出の国会議員の陳情活動をしていただいているというふうに、我々江北町だけではなくて、単独、またいろんな機関と連携して、これからできることがあるなら、それについてはしっかり声を上げていきたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

声を上げていただいているということですね。県のほうでもそういうふうに声が上がっているということでございますね。

私、いつも申しますけど、国、県でできないときは、町が何とか補填をするというか、それぐらいの気構えを持ってもらいたいですけどね。その辺を町としても検討してもらいたと思います。

とにかく、なるだけこれが要望が通るように、しっかりと申入れをしていただきたいと思います。補助をすると。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから紹介されている中間管理事業の手数料とか、これからは基本的に中間管理機構を通さないといけないとか、先ほどの遊休農地の説明がありましたけど、何かに似ているなと思うわけですけど、今の江北町の課題の一つである空き家対策、これについても、結局、住む方がおられなくて、管理をされなくなって、そこが荒れて、やはり周辺、また我々の町の環境に危害を及ぼしているということで、今、空き家対策についても力を入れているわけですが、もしかすると、やはりその担い手の不足とかいうようなことからいけば、人口の減少とか、多分この遊休農地の問題についても同じような構図なんじゃないかなというふうに思います。

空き家について言えば、例えば、農業のように農業委員会みたいなものがきちんとあるわけではありません。空き家委員会があるわけではありませんけれども、逆に空き家の除去については町のほうでは一定の補助をしたりしておりますし、また危険な空き家をどうやって減らしていくか、また危険な空き家にならないようにどうしていくのかというのは、昨年度からやったですかね、空き家対策協議会も設置をしてやっております。ですから、やはりそういうほかの分野についても、もしかすると参考にできることがいろいろあるんじゃないかなというふうに思っておりますし、ほかの町は別として、江北町単独でもということではありますけれども、当然ほかの市町の状況というのも我々としてはしっかりアンテナを高くして情報収集はしております。ただ、ほか町でしないからうち町でもしないというような、そんな簡単なことではありません。どういうことがありますかねという、やっぱりお互いに知恵を出し合うという意味で、ほかの市町の状況というのもしっかり収集はしていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

しっかりと申入れをしてください。ただ、何度も申しますけど、単独でもいいですから、江北町独自の補助をぜひお願いしたいと思います。

そしたら、次の質問に参りたいと思いますけど。

○井上敏文議長

2 問目に入りますか。2 問目は時間の関係上、昼食の時間帯にかかるかも分かりませんが、引き続き一般質問を行ってください。

○田中宏之議員（続）

2 問目、再度問う、今年産の麦作について救済措置はできないか。

このことについては6月議会でも質問し、執行部からの答弁をお聞きし、よく状況を把握され、理解してもらっているなと感じたところでございました。

答弁の中に、国、県に声を出し、顔を出すとありましたが、その後どうなっているのか、今回はお尋ねしたいと思います。

質問の前に、いま一度、今年産の麦作の状況について説明しておきたいと思います。

6月議会でも申し上げましたように、異常な気候変動による長雨の影響を受け、通常なら収穫期終盤に発生する麦の倒伏や節折れがほぼ全ての圃場で収穫前に発生し、刈取り作業に苦労されたことは御承知だと思います。こうして苦労して収穫したものの、出荷前の最終調製、選別をしたところ、製品にならない規格外の麦の多さには農家の皆さんは愕然とされたことでしょう。

前々から申しておりますように、ここ近年の生産資材の高騰、特に肥料代の値上げは尋常ではありません。このことについては国も見かねて、若干ではありましたが、補助をしてもらいました。同時に、町からの支援もいただいたところであります。ただ、今年度はありません。大体国、県からの支援は一時的なものであり、生産者の根本的な救済にはなっていないような気がします。そういった中でも、農家の皆さんは我が国の食料と農地を守るため、奮闘されていると思います。本来なら、もっともっと手厚い支援をしてもらってもいいと思いますが、我が国の農業に対する保護は諸外国、特にヨーロッパ、アメリカの農業保護政策に比べると手ぬるいと思います。

ここで国の農業施策を議論しても仕方がないので、本題の麦の収量に戻りますが、収穫した麦の約半数が規格外、ひどい圃場では7割が規格外で、ほとんど今の状況では収益になりません。麦の価格はほとんどが国からの交付金で賄われております。規格外とランクづけされた麦は対象外となり、二束三文にしかならないのです。その上、収量とみなされ、共済保険の対象からも外されてしまいます。

画面を切り替えてください。もう少し詳しく説明したいと思いますので。

(パワーポイントを使用) まず、これが先ほど申し上げました国の交付金ですね。麦とか大豆はほとんどが交付金なんですよね。品物自体は本当に安いものです。麦で約900円ぐらいですかね、50キロ。あとはほとんど交付金なんです。その交付金が、先ほどから申しているとおり、規格外になればもらえないということでございます。

そこで、次、画面移りますけど、2枚目を見てください。これが令和6年産麦の集荷実績についてです。

これは杵島カントリーですね。そこから出してもらったものですけど、これが赤で囲んでいるところ、主なるものは、麦もいろいろ種類はありますが、一番作っているのがサチホゴールデンという品種なんですよね。これが今年度は、この1等というところですね。一般サチホ1等、これが493トン。それから、私、申しましております規格外の大麦、これが429トン。半分分けなんですよね。すごく、とにかくこれが、規格外が多かったということですね。

これが昨年度、令和5年度の実績ですけど、普通はここにもありますように、下のほうを見てくださいね。規格外というのは大体10%から15%ぐらい、これが本当の普通の割合なんですよね。それから見ますと、先ほど、また上に戻ってください。すごい数なんですよね。昨年度からすれば、266%増、約2.5倍の規格外の麦が発生しているということでございます。

そしたら、3枚目の資料を見てください。

これは収支を、経費とかを引いて、どれぐらいの手取りになるかということを見てもらいたいと思います。

下のほうを見てください。5年と6年のほうですね。このほうが比較はしやすいと思いますので。

昨年度、5年度は379キログラムありました。それから経費が、これは肥料、農薬、種代、その分ですけど、その分を引いて、それが約2万339円。差引きの3万1,698円あります。こ

れが昨年度です。

今年はその下を見てください。今年は収量が161キログラム、それで10アール当たりの単価が2万1,799円の収益ですね。それから、経費を引きます。肥料、農薬代と種代ですね。それを2万339円、昨年と同じように引いて、差し引いたところ、1,461円、これが農家に残る金額。

ところが、もっとあるんですよ。次の麦作の作業代というのを見てください。これは先ほど見てもらいました経費は、要するに生産資材代だけのことなんですよ。私、プリントを見てもらっていますが、これは麦を作るため、これだけの作業代が要るわけですね。耕起が1万2千円、麦踏み2千円、土入れ2千円、刈取り1万円、それから乾燥調製に今年の場合が製品3俵、規格外3俵で合わせて6俵で5,850円、合計の3万1,850円。これが実際に要っているわけなんですよ、農家としては。実際、普通、農業者の方は、これはみんな頼んだ場合の金額なんですよ。人に頼んだ場合の金額を表しています。だから、これを見たら何ももうけがないように思われますけど、実際は耕起、播種とか、麦踏み、土入れ、刈取り、乾燥調製を個人でされる農家の方はこの辺がちょっと収益になってくるわけなんですよ。とにかく私が何を言いたいかというのは、これだけ今年の場合は厳しいということを分かってほしくて、ちょっとこういうふうに今説明をしましたところでございます。

そこで、質問に入ります。先ほどから申し上げておりますとおり、規格外というのは、収量としては見えますけど、交付金の対象にならない、そういったところをしっかりと頭に入れてってください。

そこで質問ですが、何か救済措置はできないのか。今回の麦作の不作は自然災害に当たり、大雨等で浸水被害等に見舞われたのと何ら変わらないと私は思います。国、県に交付金の在り方や共済金の支払い等の見直しを町としてお願いができないものですか、検討をしていただきたい。

当然、JAとも連携しながら進めることと思います。できれば大町町や白石町、小城市、佐賀市、神崎市等の麦の産地にも声をかけてもらい、広域でお願いしてはどうですか。

ここで、これもJAのほうから参考資料をもらいましたが、近隣市町の麦の産地の検査実績ですけど、杵島は先ほど申し上げましたとおり、製品歩合が53.4%。白石はちょっといいんですよ、73.6%。あと神埼が51%。それから、東部が55%、中部が65%、佐賀南部が佐城南部分68%、佐賀北部は佐城北部が51%、こういうふうにどこの市町でもやはり製品率

が悪かったということがはっきりしています。そういったことを踏まえて、国、県に要望をお願いしたいと思います。どうですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私自身が役所にずっとおりましたので、町政のいろんな分野についてある程度理解はしておるつもりでありますし、もちろん得意も不得意も両方ありますけど、大変恥ずかしながら、そういう意味ではこれまでの役所の経験の中で農業関係の部署に行ったことはないんですよ。私自身も農業を営んでおるわけではありませんで、やはり農政ということについては少し自分自身の蓄積というんですかね、それがほかのものに比べれば少ないかなという自覚をまずしております。

そういう中で、この仕事をさせていただいている以上、そうは言ってもらえないものですから、農政の先生として、それこそ今御質問いただいている田中議員には、いろんな場面で、まさに農業に携わる者として、微に入り細に入り、御指導をいただいておりますし、役所の中では今の地域振興課長が、今回、御説明いただいた議員のいろんな制度のお話とか、またさっきのお話なんかもととても分かりやすく教えてくれますので、本当はこの答弁も課長にしてもらおうかなと思ったんですけど、先ほどの要望の話がありましたものですから、私のほうでさせていただきたいと思います。

そういう中で、これは一番最初、それこそ田中議員と一緒に軽トラックに乗って町内を回っていたときからの私自身の信条として、農業について言えば、少なくとも顔を出す、知恵を出す、そして声を出すということはしっかりやっていきたいというふうに申し上げたのは今も変わっておりません。

今回、特に麦について言えば、気象状況も含めて、大変その規格外のものが増えたことによって、交付金については規格外は外されるけれども、共済については規格外も含めてからしか出ないという、言ってみれば仕組みのはざまの中で、今回、特にその影響が大きいというふうに私なりには理解をしております。これについても、やはり共済であるとか、交付金ということになると、当然国や、また関係機関にしっかりそこは動いていただく必要があるものですから、先ほど言った顔を出すとか、声を出すとか、知恵を出すというふうに申し上げましたけれども、早速、9月24日の日に、まずは江北町として農業委員会と一緒に地区再

生協議会と地区の共済組合に要望をしに行くように、今、段取りをつけさせてもらいました。ただ、我が町だけで行くというだけではなくて、今御紹介いただいたような近隣の市町、また関係機関もあるものですから、これと並行して、江北町だけでもまずやれることはやります。その上で、他市町にもしっかり声をかけて、JAとも連携して、広域的にやはり声を上げるということをやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

ぜひそういうふうに顔を出して、声を出してください。

とにかく麦の国内生産1位、これはまず北海道が一番ですけど、北海道、福岡、佐賀、それから栃木、群馬、この5県で国内生産の約7割をしているわけですよね。そういった中、こういった状況がやっぱり続くというか、このまま救済措置もなければ、なかなかこれから麦を作っていく人が少なくなってくるんじゃないかと、その辺をちょっと懸念しているわけですよ。

副町長の実家も農業をされていますよね。弟さんが今しっかり頑張っておられると思いますが、副町長、こういう状況をどういうふうに思われますか。この厳しい農業に対してですよ。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山下副町長。

○副町長（山下宗人）

田中議員の御質問にお答えします。

うちも実家は代々農業をやっております。それも兼業ということじゃなくて、専業でやっておりました。そういう農業の営みの中で、僕は大学まで行かせていただいて、今ここにいるわけです。

ただ、改めて今回、田中議員からこうやって資料で説明をいただきました。農作業は、僕は毎週毎週、実家のほうに帰って、手伝いもしているわけですね。やっぱりきついですよね。あれだけの作業で、そしてこれだけの収量しかないのかというのを見ると、何か悲しくなってくるなとさえ思います。

やはりこの国の食料自給というのを我が国はどう考えるのかと、そのところにも行き着くんじゃないかなと思います。いろんな形で声を上げていくということが大事なんだろうと思いますので、先ほど町長が答弁したように、この町単独でも動きますし、市町連携して、あるいはＪＡとも連携して声を出していくということが続けていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

私も何度も前からも言っておりますけど、確かに今、農業は大変厳しい時期に来ております。資材費の高騰、何でも上がっています。ただ、農産物は自分で値段がつけられません。世の中、今、賃上げとか、最低賃金の改定とかいって給料も上がっているところでございますが、農業はそうじゃないんですよ。かえって逆に苦しくなっているんですよ。農業者の今の平均年齢は68歳、全国ね。そういうふうになっておりますけど、本当にこのまま行政等が、国も県もですけど、もう少し保護をしていかないと、本当にこの国の農業、食料を守れるのか、その辺を心配するところでございます。ですから、そういった意味からも、町として、もっともっと農業に目を向けてもらい、町で無理なところは国、県のほうにしっかりと声を出していただきたいと思います。

以上で終わります。

○井上敏文議長

９番田中宏之議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後０時７分 休憩

午後１時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

１番酒井明子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○酒井明子議員

１番酒井明子。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１、御岳山から考える環境保全と防災について。

これまでも何回も申してまいりましたが、私たちは山や海、川などの自然豊かな日本に住んでおり、これらの自然からたくさんの恵みを受け日常を過ごしています。このことに感謝しつつ、これらの自然は時として、地震や津波、豪雨、洪水、土砂災害など、災いをもたらすことを理解しておかなければなりません。

能登半島地震による復旧作業はいまだ困難を極め進まず、江北町からも災害ボランティアに出向かれており頭の下がる思いです。令和6年3月議会で、防災力アップ、安全・安心な町づくりに向けて、一般質問させていただきました。9月1日は防災の日、9月は防災月間ということもあり、各地で防災イベントが行われております。

みんなの公園でも、5月、8月と2回にわたり防災イベントが行われました。そのみんなの公園から借景としてそびえ立つ御岳山は、江北町のシンボルの山として、20数年前までは初日の出を拝む山でもありました。白木パノラマ孔園で初日の出を拝むようになり、人が入らない山となり荒れ放題、御岳山にある桜山公園も遊歩道として桜の木が町民により植林され、桜の季節には桜並木が東照寺の観音堂まで続きます。しかしながら、桜の木の根は盛り上がり、荒れ放題で、遊歩道として、特に高齢者の方々にとっては歩行困難な公園となってしまっています。

昨今、南海トラフ巨大地震が予想される中に、8月8日の宮崎の地震、佐賀でも最大震度4の地震が観測されました。8月19日の台風7号、その後の台風10号の被害、関東では線状降水帯によるゲリラ豪雨など、自然災害が相次いでいます。

今後、大雨も予測される中、江北町土砂災害危険箇所ハザードマップでも示されているように、上惣、宿、新宿、土元、門前、白木、花祭が特に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域として掲げられています。

今回は、江北町の避難場所が山口地区に集中していることもあり、御岳山から江北町の環境保全と防災を考え、質問させていただきます。

1、過去に実施した地滑り防止事業の説明及び過去に施工された経年劣化が認められた施設の現状説明をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

酒井議員の質問にお答えします。

まず、過去に実施した地滑り防止事業について説明いたします。

御岳山の地滑り防止事業につきましては、昭和31年に御岳山の中腹付近で数本の亀裂が確認されていることから、現地調査が行われております。その結果、地滑り対策工事が必要となり、国の地滑り防止区域指定71.3ヘクタールを指定されて、昭和40年から平成7年までに県の事業として地滑り防止事業が行われたところであります。

一方で、事業実施から半世紀が経過していることから、これまでに整備された施設が有効に機能していることの確認とともに、地滑り等の危険性の再検証について、平成30年に県に対して要望書の提出を行ったところであります。

これを受けて県では、令和元年に地滑り活動及び施設の状況調査が実施されており、その結果に基づき、劣化が見られ機能が損なわれている箇所について、令和3年から令和7年までの5か年計画で動態観測と施設の修繕が行われております。

次に、劣化が認められた施設の現状を説明いたします。

施設の現状としましては、まず、御岳山の中腹における地滑り指定区域には、地下水を排出するボーリング暗渠工については、排水機能低下は見られていませんが、一部で管内が閉塞し狭くなっているところがあります。また、地下水を排出して下流へ流すための山腹水路工については、一部の区間において土砂や落ち葉により水路が閉塞し、排水がオーバーフローしている箇所もあります。

次に、桜山公園下の、のり面に整備されておりますコンクリートのり枠工につきましては、アンカープレート等に腐食が見られて、また、コンクリート擁壁の壁面には複数の亀裂が確認されております。

このように、経年劣化が確認された箇所については、現在、県により対策工事が行われております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。詳しくありがとうございます。今現状の説明をしていただいたことで、たしか今年の令和6年7月から12月にかけても今調査中で、地滑り調査機器について町内に回覧板が回ったところです。26か所の調査が行われると思います。

まずは、ちょっと画像を見ていただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）これが桜山公園の入り口の看板です。これから桜山公園のほうを見ていただくようにします。

こちらが入り口の階段になります。御岳山については何か所か登り口がありますが、本日は桜山公園の入り口のほうから説明させていただきます。

こちらの階段、今現在、新宿からも請願が出ていると思いますが、手すりはまだついておりません。ずっと手すりをつけてほしいという要望は町の町民さんから出ている状況です。

これは雨の後ですね。新宿区のこの場所しかちょっと写真は今回撮っていませんが、新宿区のみならず、御岳山の麓の地区は全てこういう状態になります。特に土元の鉄砲水とかは有名で、よくお話があって困っていらっしゃる状況です。

これは春の公園の状況です。これから見て知っていただきたいのが、今現在の桜山公園の遊歩道の現状です。大雨や地震のたびにこのような状況になっていっています。竹が覆いかぶさり、全然階段も見えない状況です。

これは身代わり観音に向けての階段になります。

こちらはよく皆さんが気になさっている江北町、「へその町」の電光掲示板です。カエルが見えないからというお声もよくありますが、竹だけのせいではなくて、この後ろのほうの、電光掲示板の後ろ側が桜の木、表側にも大きな木がかぶさっていて、この木のせいで今現在見えなくなっております。

こちらは令和4年に設置された地滑り調査の機器になります。

こちらが御岳山の上空からの写真になりまして、こちらが等高線の地図になります。

最後に、こちらが江北町の災害リスクとハザードマップ、本日は江北町のもあるんですが、帝京大学の坪井塑太郎先生からの提供の分の地図になります。4枚の地図は江北町で発生することが想定されている災害による被害を予測した地図になります。洪水災害、土砂災害、高潮、津波ですね。一番江北町で危ないとされるのが土砂災害になります。こちらの黄色い部分が全て土砂災害が起こる可能性のある場所になります。

見ていただいたとおり、私が佐賀に帰ってまいりましたのが2019年、そのときはまだ全然この状態ではありませんでした。とても歩けるような状態で、皆さんがお越しになったときには、もちろんみんなの公園からも桜山公園にぜひ行かれてくださいということをよくお伝えしていたんですけれども、今はこの現状で、とてもじゃないですけれども、皆様に遊歩道

に行かれてくださいと言うことができない状況になっております。

では、2問目に行かせていただきます。

現在、地滑り調査が令和6年7月から12月まで行われておりますが、荒れ果てた桜山公園をはじめ、竹やぶ、源流となる御岳山の環境保全は町全体の環境保全となり、ひいては、町全体の防災につながる。安全な山、安全な地域となるよう、町では今後どのような対策を検討されておりますか、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

酒井議員の2問目の質問にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げたように、点検結果を踏まえて令和3年から令和7年の5か年で対策工事が県のほうで行われております。

さらに、今実施されている地滑り調査につきましては、対策工事が必要と診断された箇所については施設の機能を維持するための対策を図ってまいります。

今後、対策工事が完了した後は、施設の点検や水路などが有効な機能を果たすように地元と連携して日常的に適切な維持管理を行い、そうしたことを通して地域の防災力の向上と環境保全に努めてまいりたいと考えております。

それと、先ほどの桜山公園の件ですけれども、私も現地のほうをちょっと確認を行っております。桜山公園の散策路につきましては、平成11年に遊歩道として整備されてから25年が経過をしております。ですが、酒井議員が写真で御紹介いただいたように、遊歩道は桜の根によってひび割れや隆起が生じており、特に東側の遊歩道についても落石がずっと散乱している状態であります。

このようなことから、桜山公園全体の整備を、計画を立てて早急な対策が必要なことから、それに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

駅からこれだけ近くて山に登れる場所などは、まれに見る、観光としても、もともとは身代わり観音様へ行かれる方も数多くいらした中、昨今はやはりこの状態だと皆様足が遠のいていっている状況です。先ほども申しましたとおり、環境保全イコール町全体のことに繋がりますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、現在、平成10年7月、平成11年4月に植林をされた皆様も思いのある桜の木が数多くあり、その都度思いのある日常にお参りに行かれたり亡くなられた方に対する思いがあったりする、それぞれの思いのある木々が並んでおりますので、そういったプレートもちょっと写真は一応撮ったんですけれども、個人情報がありましたので、載せておりません。プレートも外れた状態でありますので、ぜひそちらもお願いしたいと思います。

3問目に行かせていただきます。

地滑り地域の防災力を上げるには、定期的に避難訓練を続けるということが重要かと思います。町主体で町民を対象とした避難訓練の計画はその後されたでしょうか、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

地滑りが起こる主な要因としては、大雨や地震が考えられると思います。その後のということでございますけれども、令和6年3月議会での地震被害を想定した避難訓練のことと思います。

大雨については、早めの避難情報を発令して安全な時間帯での避難を呼びかけておりますので、お住まいの地域が、例えば、土砂災害警戒区域にある場合は、まずもって避難所へ避難していただけるように、日頃から啓発を行い、その場所が地滑りの危険がある地域であるということを強く認識していただくことが重要であると考えております。

主に老人福祉センターやネイブルを避難所として開設をしておりますけれども、安全な時間帯での避難を呼びかけていることもありますので、特に地滑りに限った避難訓練としては今現在予定はしておりません。

地震については、江北町地域防災計画に掲載をしております。平成26年度に県が行った佐賀平野北縁断層帯で震度7の地震が発生した場合の被害想定を基にして、町内にどの地域の

どれぐらいの家屋が倒壊するかなどの具体的な被害状況を把握するための作業を今現在行っているところでございます。

町民の皆さんに、お一人お一人が危機意識を高めていただくための啓発を行うことと併せて、いざというときに指導的な役割を担う役場の職員の動きなど、フェーズごとの対応計画を作成いたしまして避難訓練を実施することを考えておるところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

幾つか補足をさせていただきたいと思います。

今年度になりましてもう既に何回か大雨、台風等の到来を受けまして避難発令をさせていただいておりますけれども、昨年度までとの違いをお感じいただいていますかね。

実は、土砂災害を想定した避難発令という回数がかなり減っています。というのも、実は今年度から、土砂災害の危険度を表す、我々土砂災害のメッシュ情報というふうに呼んでいますけれども、町を碁盤の目のようにして、そこにたまる水の量だとかいうことで色がついていくんですね。最初は無色ですけど、黄色、赤、紫、いよいよ大変になったら黒というふうになるんですけども、こうした情報を基にこれまで避難発令をしておりましたけれども、今年度から気象台がこのメッシュ情報の精度をさらに高められて、去年までとはこのメッシュ情報の色のつき方が大分変わりました。どっちに変わったかという、なかなかつかないでいいというんですか、それだけ精度が高くなったわけですけども、気象台の方のお言葉を借りれば、大雨に通常はありませんけど、江北町さんで恐らくこれまでのように土砂災害で避難発令される回数が大分減られるんじゃないですかねというようなことをおっしゃったんですけど、我々も仕組みを少し勉強させていただきましたけれども、確かにこの基準であれば、これまでは、この状況でついていた色が多分つかなくなるよなというふうに感じましたし、それに基づいて実は今年度発令をさせていただいているものですから、多分、土砂災害の発令というのは大分少なかったんじゃないかなというふうに思います。何を言いたいかというと、やっぱりそういうふうに精度も大分高くなっているものですから、それに基づいて、何か去年までは避難発令回数が多かったのに、急に江北町は発令しなくなって、サボっているのかと思われても困る。当然、我々も根拠を持ってやっているものですから、ぜひそこは

共有をさせていただきたいなというふうに思っておるのが1つです。

それと、先ほど総務政策課長が申し上げたとおり、今年1月1日の地震、または宮崎の地震などを受けて、やはり人ごとではないということは以前から申し上げているとおりであります。大雨、台風はある程度予測ができるもんだからいいんですけれども、地震は突然来ます。しかも、まずダメージを受けてからということになるわけですから、恐らく我々の防災のレベルでいけば、さらに1段も2段も上の備えということになります、これまでのいろんな対策を踏まえて、江北町としてはやはり地震の備えということをしなればということをお願いしました。

それで、御存じだと思いますけど、実は江北町の地域防災計画の中にも被害想定は書かれているんですよ。これは先ほど御紹介をした平成26年だったと思いますけれども、佐賀県で実施をされた佐賀平野北縁断層帯で地震が起きた場合の江北町の被害想定なんです。ただこれは、やっぱり佐賀県全体でいろんな基準で想定をされているし、平成26年ですから、もう10年以上前ですよ。恐らくそれから江北町的生活実態も大分変わってきたと思います。なので、今どういう作業をしているかという、この平成26年の県の被害想定、地域防災計画に載っている被害想定の時点修正を加えて、それこそより精度の高いといいたいでしょうか、あり得る被害というものをやっぱりきちんと想定をしようという中で今作業をさせていただいているところであります。

まずは、やはり地震の備えの町としての第一歩は、きちんと被害想定を共有するということが大事だと思うんです。というのは、そんなに言ってもこの地域は大丈夫だろうとか、どちらかという、やはり正常性バイアスというのが働くので、よそはひどいかもしれないけど、うちは大丈夫だと思うとか、今まで大丈夫だったからこれからも大丈夫だとか、やはりそういうものが人間はどうしても働いてしまうものですから、江北町として、江北町全体として、こういう被害が可能性がありますよねということをまずきちんとお示しすることから始めさせていただきたいというふうに思っておりまして、これについては今作業を進めているということでもあります。

それともう一つ、山の管理という面からいきますと、今議会でも申し上げたとおり、映画「土のひと風のひと」、いろんな方に見ていただいていますけれども、これは中山間地を舞台にしたというふうに言えますけれども、ここはちょっと違うのが、中山間地に暮らす人たち、またはその中山間で暮らすことということがテーマになっているわけでありまして、今

お話をいただいているのは山の、この管理のことをおっしゃっているんだろうと思うんですよ。もちろん酒井議員はさが山の学校の事務局もお勤めでありますし、御岳山は地元でもいらっしゃいます。まさにいつもおっしゃっているように、山の人だけのことではないと。やっぱりみんな共通の課題なんだということだというふうに思いますので、先ほどおっしゃったように、例えば、自分の植樹をされたとか、いろんな形で関わりを持っておられる方がもうおられるんだと思います。

町のほうも、やはりこの桜山公園はまず一度総点検をして、基本的にどこまでする必要があるのかということを把握しないと、ちょっと小手先じゃいけないということで今担当課には指示をしております。ぜひ町民の皆さん、いろんな方たちが人ごとじゃないと、まさに私たち町の山なんだという意識を持っていただくことも大事かなと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。まさに先ほど説明いただいた内容をお聞きしたかったんです。みんなの公園から望む山がとても景色がよくて、皆さん、みんなの声からいいねと、こんなところがあるといいね、江北はいいねといつも言われておりました。その山がこれだけ荒れているという実情をまずは知っていただきたかったのと、あと、町のほうでどのように考えてどのように動いていらっしゃるかで、それを本日お答えいただいたことで、まずは、安全に向けて安心な動きを取ってくださっているというのが町民の皆さんに伝わったんじゃないかと思います。町長が言われたとおり、土砂災害は本当に地震で一番被害が大きい災害だと思っていますので、共有していただいたことが一番の今日のお答えとしてはありがたかったと思います。

では次に、学校のことに行かせていただきます。義務教育学校化の進捗状況。

令和6年6月議会で義務教育学校化についての質問をさせていただきましたが、小・中学校の老朽化が進む中、義務教育学校化の3本柱であった施設一体型の義務教育学校化、整備予定は江北中学校敷地内予定、令和10年4月開校と打ち出されていたことが白紙になったことが分かりました。

町長は、もともと建て替えではなく、中学校の敷地内に義務教育学校のための校舎を中学

校の校舎に加えて新しく建て加える。教育長は、必要な修繕、改修は現場の状況を把握した上で計画的に行っていくと回答されました。町民の皆様の声が、関心がさらに高まっている中、具体的教育内容、いまだ学校建設についての予算、計画などは示されておられません。

そこで再度、義務教育学校化について質問いたします。

1、まずはソフト面、この3か月での短期、または長期的な教育委員会と学校での指針、対応策、進捗状況を説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

お話がございましたように、今年の6月議会でも教育委員会で、まず、喫緊の教育課題に取り組んでいくことを答弁させていただきました。また、今議会の冒頭でも説明をいたしましたように、これまで学力の向上、特別支援教育、ICT教育の推進、部活動の地域移行、適応指導教室、施設の老朽化などの町の教育課題に向けて取り組んでいるところです。

しかし、課題解決に向けた足がかりを見つけることができていないのが現状で、そうした中で、子供たちの最も身近で大切な課題を置き去りにして義務教育学校化を進めていくことにはならないという教育委員会としての考えです。

答弁の順番が前後しますが、これまでの進捗状況については、教育委員会の中で教育課題について議論するとともに、最優先で取り組んでいく教育課題を決定し、さらに、6月、7月、8月に総合教育会議を3回開催して課題を町と共有したところです。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

こちらが、江北町教育施策実施計画というものがネット上にも載っております。こちらは今年、令和6年4月1日に発行されております。この中にもきちんと、生きる力、教育活動を支える教育の環境の整備・充実、社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承など、きちんと全てのことが盛り込まれております。今3回にわたって会議を進められたということ

ですけれども、これを踏まえてもっと詳しくということなんでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

教育総合会議の折には、いわゆる喫緊の教育課題という中でいろんな諸課題がありますけれども、それをどれに焦点化をして特に取り組んでいくのかということを挙げております。

先ほどの議員にお示ししていただいた計画についても参考にはしておりますが、今私どもに課せられている課題というのは、最優先にすべきものをもって全ての教育課題にわたって新たに検討を進めていくべきだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。そもそもあり方検討会の内容として、基本構想骨子の内訳の中に詳しくされていたのではないのでしょうかと思うんですが、10項目ほどたしか挙げられていて、全て教育長が言葉にされた部活動地域移行や特別支援教室などの、特に小学校の増加など、あと、不登校児童・生徒の問題、子供たちのコミュニケーション不足、あと、教科担任制の導入検討、あと、GIGAスクールの対応など、タブレットのことも含めて全てたしか網羅されていたと思うんですよね。それをずっとこの義務教育学校化となった時点で説明をなされているんですが、そこからの、先の説明がなかなか進まない状況だと思うんですが、そこは少しでも進まれたのかの内容をお聞きできたらと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

義務教育学校化についてはお話をして、3つの基本方針というのも上げてきたわけですが、やはり今は基本方針というのをもう一回見直していく必要があるだろうということで、議員、白紙というふうに質問の趣旨にも書いていただいておりますけれども、私としては、教育委員会としては、白紙というよりもやっぱり継続して見て審議していくと、検討していくという形で捉えております。いろんな諸課題について挙げておりますけれども、や

はり一長一短でできるものではありませんし、昨日の所信表明の中でもお話をしました学力1つとってみても、やはり学年にばらつきはあるものの県の平均を下回っているという現状はあります。そういうことに対してしっかりと教育委員会としての責任を果たしているのかという問いかけは自分でも問いかけをしているところでございますし、教育委員会としても真摯に受け止めてもらっております。

そうした意味で、いわゆる新たに今年3年間動き出しをする中でしっかりと取り組む、いろんな諸課題に対して取り組んでいくということを進めて、いわゆる諸課題の解決の糸口をしっかりと明らかにしていきたいなということで考えているところでございますので、その点を御理解いただければというふうに思います。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

これから3年という計画ということですが、昨日も監査委員の方から指摘がありましたように、小学校校舎は建築から45年経過し、個別施設計画の劣化状況が、評価では、建物全体の評価が100点中49点だったということで長寿命化計画を作成されたはずで、令和3年度以降、工事に支障を来しており、7,600万円支出、トイレ工事に大幅な改修費用がかけられました。この状態で45年から3年後ということになるわけですがけれども、それを踏まえて、新たに義務教育学校の校舎が建設されるまでの間、老朽化が進みます。そのとき修繕、改修が必要な箇所が多い小・中学校の校舎に対する対応策と進捗状況を説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

校舎の老朽化における修繕等の対応ということでお尋ねいただきましたけれども、先ほど申し上げたとおり、最優先で取り組んでいく課題の一つだという認識を位置づけております。

また、既存の修繕計画に加えて、学校からの要望とか、職員が学校現場を点検して対応が必要な箇所を計画に盛り込んでいくというふうに思っております。

取組の進捗としては、今後11月までに教育委員会の中で整理をし、先ほどお話をいただきましたように、令和3年度から7年度までの計画、5年間の計画も思いどおりに進んでいな

いという指摘は当たっているかと思えますけれども、いわゆる計画をしていますが最優先にすべきものだということが明らかになっていないのがそういうことの調査だというふうに思っておりますので、これについては、その３年間の取組の中で優先順位というのを本当にしっかり見据えていくということで対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

１ 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

この老朽化した校舎、以前、前回の議会で質問をさせていただいたときに、校舎のひび割れ状況を説明させていただきました。そのときも、もう一度繰り返しますが、耐震補強だけでは対応し切れないひび割れがあります。１．４ミリのひび割れの場合、約２８センチの奥行きのあるひび割れがあると認識していただきたいんですね。そういう子供たちが学ぶ場が安全ではないと、やはり安心した教育の場とはならないと思います。まず最優先課題は、やはり学校の建て替え、建て加えすることが第一優先ではないのでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

酒井議員の再質問にお答えをしたいと思います。

いわゆる危険な箇所、６月の議会のときにも先ほどのひび割れの件は御指摘をいただきまして、なるほどということで納得をしておりますけれども、先ほども申しましたように、計画を立ててもそれがなかなか進められなかったというのは、本当に私どもの見立ての甘さというのがあったんじゃないかなと。そういう中では責任が十分に果たしているというふうには言えないと。何のために教育委員会の重責というのを考えているのかというお叱りを受けても仕方がないなというふうに自分も考えております。

そうした意味では、改めてこの向こう３か年で諸課題の解決の糸口をつかむために、本当に背水の陣で臨んでいきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

あともう一つ、有利なことというか、財源の期限も以前おっしゃっていたと思います。過疎債ですね。令和12年度までということでしたけれども、この3か年の計画では過疎債に間に合うのでしょうか、間に合わせるおつもりなのでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

過疎債の件につきましては令和12年度までということで認識をしておりますけれども、校舎の建て替え等に、新しく造るということだけではなくて、やはり本当に必要な改築なのか、そういうところを精査していかないと、軽々にしますということは言えないと。

財源については、過疎債、確かに12年度で切れますけれども、12年度までに、いわゆる今年度から6年、7年、8年という形なので、その先に活用できるのかどうかというのは考えていくことになるかというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。その過疎債に間に合わせるための令和10年4月ということでしたよね。ぎりぎり間に言えば間に合わせたい、間に合わせるという思いですか。過疎債に間に合わせるおつもりで早急にお進めになるおつもりかの答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

過疎債に間に合わせる云々というよりも、今私どもに、教育委員会に与えられている、いわゆる責任をきちっと果たすための手だてというので進めていくということを現時点では考えるところでございますので、それは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

建て替えというか、建て加えをするに当たって、前回のときお答えになったときに、コロナの後、現在全ての資材が高騰したためにという理由も含まれていたと思うんですけども、それはもう全く考えないということですか、もう考えずにお進めになるということですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

今、先ほども申しましたように、教育課題の優先的に解決すべきものに全力を投入したいということで、もうチャンスは今しか私どもには与えられていないと思うんですね。それを駄目にして何か校舎改築というふうな形には私自身は今動けないというふうに思っております。それこそ児童・生徒、先生、それから保護者、地域住民の方に理解をいただきながら与えられている課題の解決というのがないと十分な教育委員会の重責というのは果たせないというのを認識しておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

では、教育長の中では、多方面にわたる課題がありますけれども、先ほども申しましたように、安全な環境で子供たちが過ごさなければ教育力を問われても意味がないのではないかなと思うんですが、まずは安全な環境を確保するということが第一課題だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

酒井議員の再質問にお答えをしたいと思いますけれども、安全・安心ということが大優先というのは当然のことだろうと思います。

ただ、それにしても、先ほどの例示いただいた壁のひび割れ等々についても、本当に環境として学ぶべき環境にあるのかというのはやっぱり当然の御意見かというふうに思いますけれども、そういうことも含めて、本当にしっかりと精査をしていくような時間に取りあえずは充てていきたいというふうに思っております。

先ほども申しましたように、何回もチャンスは教育委員会にも与えられていないと。きちっと責任を持っていろんな諸課題に対応するようなめどがつかない以上は、ただ単の、いわゆる諸課題の解決の糸口を見つけられない中で方法というのはなかなか難しいと思いますので、いろんな安全・安心のことも踏まえて、この3年間のときに方向性を見いだしていきたいというのがもう精いっぱいのところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

義務教育学校化を打ち出した時点でその考えになられていたと皆さんが思われていたと思うんですね。なので、まずは基本に学習指導要領があり、その指導要領は大体10年置きに変わっていると思うんですけれども、もうすぐまた変わる時期に来るのかもしれませんが、あらゆる学校で一定水準のことを、皆さん文科省で定められたカリキュラムでされておりますが、学校で学んでいく子供たちが今日の生活を豊かに将来生き抜く力をつくるための学校、支える学力を学ぶ学校が安全でなければ、心から先生たちがもちろん安心して子供たちを見ることができませんし、まずは、同時進行でいくのが——もともと同時進行の予定だったと思うんですけれども、早急にそこが、計画がどうしてなされないのか。本当にそこを皆さん、いまだに議会の傍聴を見に、聞きに来れる方、あと、テレビを見れる方ばかりじゃなく、広報を皆さんが全員が見られているわけでもない。その場合、口伝いですっと伝わり、33回もの話合いの下で若い方たちはもう建て替わると思っていらっしゃる方がいまだにいらっしゃいます。なので、新聞にも本日載りましたが、義務教育化に向けての伝えることを何回もされましたが、今度はそのことが変わったということが皆さんに伝わっていない現状なんですね。なので、できるだけそれを早めに、早急にお伝えする必要もありますし、今後それを打ち出す必要があるので、できれば、いつまでに内容をどのように打ち出すというのをお聞かせ願いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどのお話もしましたけれども、いわゆる諸課題の解決というのを念頭に置いておりますけれども、形として私どもも3つの方針を出して、それについては研究と、それから、情報収集にも努めていくようにはしているということで、先ほど白紙ではないというお話をしました。ただ、そうであっても、当初提案したその3つの基本方針、これについても、本当に新しくなったらいよいよというぐらいのレベルだったんじゃないかなというふうに協議をする中で感じております。決していいかげんな感じでしたわけではありませんけれども、やはり責任を持って教育の成果をしっかりと出すという形についてはいま一度改めて、それこそ指摘されている諸課題への対応というのの道筋をしっかりとつけなければそれは進めることができないというふうに自分自身が今思っているところです。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと私、今回答弁はしないがいいかなと思っていたんですけど、今のやり取りを聞かせていただいて私なりの受け止めは少しお話をさせていただきたいなと思います。

今回の9月議会はちょっと異例の議会なんですよ。私自身は前、定例会冒頭に、町政の運営状況についてということで、毎回、所信表明をさせていただいています。もう8年たちましたので、多分もう30回近く毎議会、私なりの町政の運営状況については御報告をしていますが、今回は初めて教育長も、自分とは別に教育行政の運営の方針ということで、実は議会の冒頭でお話をされました。多分、今日傍聴に来ていただいているだけの方はお聞きになっていないと思いますし、新聞は御覧になったかもしれませんがですね。

それで、実は、来週になりますけど、閉会の前の日になりますけど、今議会は義務教育に関する特別委員会も別に集中的に審議をされるということになっていますので、冒頭で教育長が言われた方針、それと、今も少しやり取りをされましたけれども、それを受けて町として、町としてというのは議会も含めてここでやっぱりきちんと一定の整理をしましょうという決

意で今回、教育長も所信を表明されたということだと思います。それも6月議会で、例えば、タブレットの持ち帰りの問題だとかいうことで、ほかの市町と比べても、江北町のエドゥカシヨ、少し劣っていないですかというような話だったんですよね。それであるならば、義務教育学校、今ここまで進めてきていますけれども、まず本業というかな、やっぱり後れを取っていたり足りないところをやるほうをきちんと優先するべきではないかなというようなことが6月議会の論点だったと思います。

私自身は公約にも書いておりましたし、実は義務教育学校というのはこれからの時代にふさわしい学校だというふうには思っておりましたけれども、やはりこのままじゃいけないなと、このまま9月議会を迎えて同じことを繰り返しちゃいけないということで、いつもは大体年に1回ぐらいしか開いていないんですけど、総合教育会議を今回はこの夏の期間に3回開かせていただいて、教育委員さんを含めて教育委員会とのいろんな情報共有というか、意見交換をさせていただきました。

その中でやっぱり幾つか意識の違いがあるなというふうに思ったことがあるんですよ。

1つは、教育委員会としてはやっていると思っておられることがやれていなかったり足らなかったりしていることがあるよねと。さっき教育のいろいろ方針の話をされましたけど、当然いろんなことをやっていただいているんですけど、残念ながらそれがほかの市町と比べたときに、さっきの学力のことも含めて結果が出ていないということが今回はっきりしたと。例えば、体にいいからと思っていろんなことやっていても、全然体重が減らんとか、血糖値が下がらないということであれば、多分健康にいいと思ってやっていることが、やり方が違ったり、やり方が足らなかったり、もしくは本当にやるべきことがやれていなかったりするから結果が出ていないということなんですよ。

先ほど教育長はこの3年間で方向性を出すと言われましたけど、私はそれは多分違うと思います。この3年間で結果を出してもらう必要があります。そのためには早く目標を具体的に決めてそれに取りかかるということをやってもらいたいというようなことを総合教育会議の中では言いましたし、そこは多分御理解いただいているんだと思います。だって来年度にも予算要求の必要がありますから。多分、この議会が終わって一定の整理がつけば、10、11、12月とまた同じように集中的に総合教育会議も開かせていただいて、きちんとそうした数値目標、また、それを達成するための計画についても、町としても、町長部局としてもコミットさせてもらおうと思います。もちろん3年で全部できるわけではないですけども、3年後

にはここまでにはなるようにするという計画を立てて目標をつくってということをやりましょうという話をしました。

それともう一つは、結局はハード前提なんですよ。先ほども建て替え、建て加え、いろんな話をされましたけど、実は私はどう思っていたかということ、学校は小学校、中学校、今のままの場所でいいから、この義務教育学校という仕組みだけは先にでも入れたほうがいいんじゃないかと思っていたんです。ところが、教育委員会の皆さん方も含めて、やっぱり建物、建物、ハードはハードはという話なんです。それならば、私はハードを後からでも——当然修繕はしますよ。義務教育学校化を早くしたほうがいいと思っていたんですけど、逆なんです。建物を建て加えないんだったら義務教育学校化だけ先にしても意味ないだろうというのが皆さん方の意識でした。そういうことであるならば、私が自分で決めて義務教育学校をするということにはならないもんですから、私もそこは少し考えを変えて、それならば、先ほどから、今回の冒頭も言われたように、いろんなことが、まずすべきことが、足りていないことがあるんですよ、やれていないことが。じゃ、それをまず先にされるということをしてもらいたいんじゃないかなというふうに私なりに——妥協というといけませんけどね、今回の議会に臨んでいるということです。

あと幾つか言いますが、先ほどのひび割れ、やっぱりそこはきちんと修繕するべきです。ただ、コンクリートそのものは100年寿命があるそうです。ただ、適切にメンテナンスをしていく必要がある。江北町はさっきから過疎の話が出ていますが、案外安価にいろんなものを建てたり、もしくは建ててもらったりしたもんだから、それを大事にする、きちんとメンテナンスをしていくということがもしかすると少しおろそかだったかもしれません。ですから、そういうことはきちんとやっていって、おっしゃるように、まずは安全・安心が第一だと思いますから、これもすぐ取り組む、目標を決めてやる課題の一つには盛り込んでいただいています。

それと財源の話がありました。

過疎法に間に合わせるために10年ということではないと思います。せっかく使うなら過疎を使ったほうがいいということなんですけど、全国、過疎地域ばかりじゃなかですもんね。ほかにもいろんな財源、もちろん有利、不利とかいうのはありますが、例えば、鹿島の市民会館、新しくなりました。鹿島は過疎じゃなかったと思います。ところが、公共施設の統廃合をするための起債なんかをうまく使われて、案外それほどびっくりするような負担をさ

れなくて、合併もされていないから合併特例債も使っていないですけどね。だから、過疎に間に合わせるためにということじゃなくて、やはり造るべきときが造るときだと思いますし、やっぱりそのときの財源というのは我々もしっかり工夫をしていきたいというふうに思いますから、まずは、早く目の前の課題を解決するようにということをやっていただきたいなというふうに思いますし、町もしっかりそこは関わっていきたいと思っております。

というふうな整理をしておりますので、また後日の特別委員会の中ではそうしたこともさらに議論が深まればと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

酒井議員、時間です。1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。一般質問を終わります。

○井上敏文議長

1 番酒井明子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

4 番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

4 番江頭義彦です。よろしくお願いします。

先ほどニュースを見ておりましたけれども、本当に暑い夏で、熊本のほうだったと思いますが、猛暑日35度以上が今日で42日間続いたというニュースが流れていました。佐賀のほうも似たり、40日近くなっているんじゃないかなと思います。

ということで、1 問目は、エアコンを小・中学校にセットといいますか、配置していただけないだろうかというのを1 問目。

2 問目は、同じく水害で悩まされていますが、近郊の白石町、大町町と合同の災害対策を進めるべきときに来ているんじゃないかということで2 問上げさせてもらっています。

す。

では、1問目の小・中学校の体育館にエアコンの設置を早急にということでもう読ませてもらいます。

最近の気象状況を考えると、空調設備なしには日常の生活を送ることができないほど厳しい暑さが記録的に続いています。

このような中、小・中学校では暑さへの対策で、体育の授業は午前中の涼しい時間に入れ、他の教科を午後に回す等の時間割の工夫、配慮などがされていると聞きます。本町がどうあるかはちょっと別に質問させていただきますけれども、今後も暑さに関してはさらに年々厳しく、その期間が長く続くと予想されます。

このような現状の中、小・中学校は教育機関としての役目を担っており、決してその動きを止めるわけにはいきません。教育を受ける権利を奪ってはいけませんし、教育をストップさせることもできません。一刻も早く安全な環境で学ぶ権利が保障された教育環境を速やかに整えていただくことを町にお願いして、1問目にしたいと思います。

今現状として、もう2学期が始まりましたけれども、こういう暑い中で、それぞれ学級、クラスがありますけれども、まず、学級の時間割は年間を通して当初4月に決められていると思いますけれども、年間を通して決まっているかどうか、教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

江頭議員の御質問にお答えいたします。

学級の時間割は年間を通して決まっているかということでございますけれども、小・中学校ともに年間の授業の計画は決まっています。

ただし、小学校は週の間調整、例えば、第1週目と2週目で科目や授業時間の調整をするようにというようなことは若干出てきております。中学校のほうも年間の基本の時間割を作成するものの、教職員の出張や行事などによって変更になったりしておりますので、基本時間のとおりにはいかないこともあるということです。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

再質問になりますけれども、基本的には時間割は決まっているというお話であります。

最近の猛暑の関係で時間割を急遽変更するとか、教科を、体育を例えば午後じゃなくて、午前中に回すとか中止にするとか、そういう急遽授業がそのように替わる、暑さに関してですけれども、暑さが理由で変更をされるということはないでしょうか。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

暑さ指数等により体育の授業を当日変更や中止したりするのはあるかという御質問かと思いますが、小・中学校ともに授業の中止や変更はありました。小学校では、体育の学習のうち、体育館とか運動場で活動する領域の学習を7月中に5日間中止をいたしております。ただ、プールでの学習というのは、休憩時間を細かく取り、水分補給をしながら実施したところでございます。中学校では、7月に暑さ指数が高くなった際、体育実技を教室での保健授業に変更したりしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

やはり当日の気象状況によっては健康に留意されて変更されるということだと思います。替えられるということによって、他の教科も移行させるということも実際出てくるわけですね。

そしたら、次に行きます。

暑さ指数等によって、今度は午後の部活動ですけれども、部活動が中止になった日というのはございますでしょうか。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

部活動が中止になった日ということですから、中学校の部活は、6、7月の課業日に

において暑さ指数が高い場合は中止や活動時間の短縮を行いました。夏季休業中も午前10時には部活動を終了するようということにしておりまして、社会体育の場合は、熱中症警戒アラートが発令された日とか、暑さ指数が31を超えるときには、熱中症指数計を確認して中止するなどの対応をしてもらうように、7月に社会体育や部活動に対して通知を出したところでございます。また、町内の各施設には暑さ指数計の設置もしてもらっております。

具体的に、暑さによって部活動とか社会体育の時間に具合が悪くなったりした事例については、今年度、中学校で部活中に具合が悪くなり、保健室で休ませた事例は14件あります。14件、非常に多いかなというふうにお感じになられるかも知れませんが、中学校の教頭先生のほうが、何かちょっと体調がおかしいなと思ったときには、遠慮せずに保健室に出向きなさいという指導をしていただいた結果、14名ということで、症状は、軽い熱中症の症状とか、頭痛、吐き気、目まいというようなものがあつたようですけれども、熱中症で病院にかかった生徒はおりません。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

現状のほうをお聞きしまして、やはり時間割を変更されたり、部活動を中止にされたり、部活動が中には命じゃないですけど、部活動を一生懸命頑張つて、部活動のほうで進学といいますか、自分が進んでいきたいとか、そういうような子供たちもいる中で、その子供たちがちょっとやっぱりできなかつたりして厳しいときもあつたんだろうとは思います。

私も子供たちの活動を見学に、実はある中体連の剣道競技のほうにですね、剣道は面をかぶつたりで、ほかのスポーツよりも非常に厳しい条件だと思います。県大会が武雄市のほうであつておりましたので、見学に行つてまいりました。あそこの体育館は、実はケーブルワゴン・スポーツパークというところで大会があつていましたけれども、寒いほどエアコンが入つておりました。そこで応援とか、またそれ以外、知り合いの方と話したら、今は県大会とかはエアコンが入っていないとできないんですよ、競技自体がそこではできない状況であると。ですから、本校のように体育館にエアコンがついていないとやはり制限されて、時には中止になる。

しかし、ある学校ではエアコンがあつて、また町の施設かも知れませんが、そこ

で毎日決められた時間練習をしていると。そういう教育格差と言ったら言い過ぎかも知れませんが、やはり子供たちの練習環境とか、それでかなり差があるなど。今年の中学校の中体連の成績を聞きはしませんけれども、やはり環境によって子供たちが精いっぱいできているところと、やはり途中で制限がされているところとあるんだなと思って。

1番は題目に出しておりますけれども、小・中学校の体育館にエアコンの設置をしていただきたいと。昨年、前回私はネイブルのほうとさわやかスポーツセンターにエアコンのほうのお願いしましたけれども、おかげさまで、今回の議案書を見ていると、避難所としてさわやかスポーツセンターとネイブルのほうに設置の計画を立てられております。それが今年、来年、いつ頃完成するかというのはちょっと質問には出しておりませんので、今後取り組まれると思いますから、それはぜひ期待をしていきたいと思います。それはそれで私の中では実は終わったことで、あとは町のほうにお願いすると言うしかありませんので、よろしくお願いしますということですけど。

今回、中学校、小学校の体育館に、もちろん部活動とかスポーツで利用することもできますし、災害のときも利用できると思いますので、ちょっとぜいたくといいますか、小・中学校の体育館にということで、ネイブルのほう、さわやかスポーツセンターのほうである程度予算がかかると思いますので、今回、私がここで提案といいますか、紹介をさせていただいて、ぜひ今年の夏からと言うともう終わりなんですけれども、何らかの形で、今、目の前にいる子供たちにぜひ優先順位として涼しい空間といいますか、そして毎日制限もなく、自分ができる時間にできるだけ精いっぱいの活動をさせてもらいたいなと思いまして、ちょっと調べてみましたので紹介だけしておきます。

まず、子供たちにとって体育館は学習する学習環境であり、それに担当される教師にとっても労働環境の一つであると思います。既に体育館に設置されている、後づけだと思いますけれども、紹介していただいたのは、左のほう、バスケットコートの横にですけれども、家庭で使うようなエアコンでしょうか、ちょっと大型のやつですけれども、ボールが当たらないように網をされていました。それから、右のほうは、体育館の2階のほうから煙突みたいなのが出ていますけれども、ああいうのをですね。ですから、今後、本町もさわやかスポーツセンターとネイブルにつけられるのはこういったものではなくて、もっと規模の大きなものかなと思います。これは後づけでありましたので。

私が今回、小学校や中学校の体育館に固定じゃなくて、リースでもいいので、7月、8月、

9月、10月まで、もしくは6、7、8、9でもいいので借りて、こういうのを小・中学校の体育館に、今現在、さわやかスポーツセンターに大きな羽根の扇風機みたいのがありますけれども、扇風機とはちょっと違って冷たい空気が出るんですね。ですから、小学校の体育館に4つか6つ、偶数で隅のほうにですね。中学校の体育館にも4つか6つか、4つでもいいと思いますけど、一番隅のほうに邪魔にならないところからこの冷たいスポットクーラーを置くだけでもですね。だから、新しくエアコンをつけるときの採算とこの借用等を考えて、工事は要りませんので、かなり安くて済むのかなと思ったりして今回調べました。

そして、これもNHKのほうから、ある小学校とか中学校でされている、ちょっと見かけは大きいんですけども、これ1台で体育館を全部冷やすというのはやはり無理ですから、せめて4台とか6台とか、その期間だけ借りて活動することはできないかなと思います。

備付け工事を伴ってつけるよりも、実際、先ほどネイブルやさわやかスポーツセンターが何年に工事が終わるか私のはっきり分かりませんが、これでしたら今年からでも、残りの9月からでも、9月の今途中ですけど、今年は無理にしても、来年6月、7月、8月、9月、来年からでもこのスポットクーラーというのを導入して、体育館で思い切り子供たちに活動をさせてほしいなというふうに思って提案させていただきました。答弁がありましたら。

○井上敏文議長

質問は、こういった機器での対応はできますかということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

1年前になりますけれども、昨年9月議会において、小・中学校体育館への空調設備の設置について御質問をいただきました。教育委員会としては大型扇風機で対応しますということで答弁をいたしましたけれども、今年度、今年の暑さは異常なレベルであり、熱中症警戒アラートの発令回数が8月末の時点で30件と、昨年の17件に比して約2倍近くまで増えております。今後の気象状況についても、これから年々気温が上昇していくということで予想をされておりまして、本当に暑さというのは今年度限りじゃないということで、そういうことから考えると、学校の授業だけではなく、部活や社会体育への影響が避けられないことから、

体育館への空調設備の設置というのは検討していく必要があるなというふうに考えておるところです。

先ほどいろんなスポットクーラーとかも見せていただきましたけれども、本当に何ですかね、空調ということになると、何か断熱材がないと、そこからまた設置をされているところはプラス何千万円とかかったというような話もありますので、そういうことと、それから、今ネイブルとか、あるいはさわやかスポーツセンターで計画をされておりますので、そういったところとなかなかバッティングしないような形で考えていく必要もあるだろうというふうに考えておりますので、今回は空調設備の設置を検討していくということで答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど御紹介いただいたように、今議会ではネイブルとさわやかスポーツセンターの空調整備にかかる、今回は設計の見直しというか、修正の予算ですけどね、上げさせていただきました。

数年前に、これから避難所の空調施設を整備する順番をどうするかとか、どこからするかというような議論をしたんですよね。それで、先ほどから議論があっているように、小学校とか中学校もそれこそ避難所になっているし、こちらのほうを先にしたほうが一石二鳥といましようか、避難所としてもいいし、学校活動にもいいんじゃないですかというようなことは教育委員会にもお尋ねをしていたところでしたが、これまでは、いやいや、もう大型扇風機があれば大体大丈夫ですということだったんですけれども、ここへ来て空調がやっぱり要るんじゃないかなというようなことを今おっしゃったわけですね。大きな方針転換です。

ただ、それでも、やっぱりそういう必要性を今回の夏の暑さで実感されたということだと思いますから、ぜひそこは町長部局というか、いろいろ予算も含めてしっかり受け止めたいというふうに思いますし、よかったら、これから検討を始めるぐらいじゃなくて、先ほどの義務教育学校というか——のときも一緒ですけども、やっぱりスピード感を持ってやらんといけないと思います。これまでもずっと、いや、大型扇風機で、大型扇風機で何とかできます、できますと言うて、やっぱり真摯な議論をしていなかったりとか、詳細な検討をしていなくて、小手先じゃないかもしれませんが、やっぱり場当たりの小手先の答弁でこら

れていたところもあるんじゃないかなというふうに思っていますね。こういうことだったらもっと早く考えれば、場合によってはネイブル、さわやかスポーツセンターの前にでもやられていたのになというのは少し残念な思いがしますし、こういうことなんですよ、言いたいことは。こういうことをやっぱりまずきちんとふだんから本当は考えていなければならなかったけれども、ここに来てやっぱりいろいろやるべきことがたまっているの、まずは義務教育学校の前にこれを片づけたほうがいいのではないかとということの一つのこれも例かもしれません。結論的に言えば、ぜひ早めにそうしたことを検討してもらって、予算要求といましようか、みたいなことでぜひ協議をさせてもらいたいなというふうに思います。

もちろん避難所としても活用ができますのでね。というのも、例えば、老人福祉センターとかB & G、今まで避難所になっていたところが、これからは減っていくということも、前、ここでも御指摘されましたから、そういう意味では、まだ今のところ小・中学校を避難所に使ったことはありませんけれども、これからは多分使うことも出てくると思うんですよね。ですから、ぜひそこは早めにしてもらいたいと思いますし、今年の夏の暑さは、今年の特別な夏の暑さではなくて、テレビで言っていました。これが新しい日常ですというふうに言われていましたから、やはり毎年こうなんだという前提で我々の暮らし方、また学校活動も考えんばいかんというふうに思います。

ただ、だからといって運動場にクーラーを設置するわけにはいきませんからね。ということはどういうことかという、基本的なこの夏の暑さに対して教育活動をどうやっていくのかとか、もっと言うなら、我々一人一人の暮らしも含めて、この新しい日常にどう対処していくのかという考え方とか、実際の暮らし方とかいうことをやっぱり大きく変える今は時期だというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、学校の空調施設の整備については、教育委員会としても問題意識を今回の暑さをきっかけに持たれたということでもありますから、それであるならば、ぜひ早めに検討をしていただいて、よかったら、検討してから議論されるよりも、途中でいろんな協議をしたほうが、うちのほうにもいろいろ蓄積がありますから、そういう情報はですね。ぜひ一日も早く子供たちが快適に学校活動が送れるようにできればと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。うまくちょっと説明できなかったんですけど、今回、ネイブルとさわやかスポーツセンターのほうは、町当局の新しく設置される計画でよろしく願います。

私が今回上げたのは、並行して工事ができるかどうかは非常に難しいと思われるので、来年から早速金額面を出していただくと、本当にそんなに高額にかかる、6月、7月、8月、9月ぐらいの、それをリースすれば、十分来年から子供たちにそういう暑い思いをさせないと、時間割どおりできるというふうになりますので、私の趣旨としては、借りることができないかなということで提案をしたつもりでございます。

そしたら、2番のほうに。2番のほうは、白石町、大町町と合同の災害対策を進めるべき時期に来ているのではないかなと。前回、質問をさせていただいたときに提示しましたが、本町の山田町長と大町町の町長と一緒に六角川を下られて、六角川を視察されて、水害対策とか六角川の利用について話をされたという記事を新聞で見ました。その後、進捗状況も含めてですけれども、2番として、私は、例年のように発生する水害被害等で根本的解決を目指していくには、多少広域的に物事を捉えて、近隣市町との協力体制を図りながら取り組んでいくことがより効果的ではないかと考え、六角川沿いの3町で力を集結して災害対策に取り組んでいただきたいと。

さらに言うと、もっと上流の武雄市とか小城市にもお願いをすることもあるかと思いますが、本町だけで水路から六角川に水を出す、そういう現状ですね。六角川の水をどこかに流すとか、どういうふうにするかというところは、正直そこまで話合いをされているのかはちょっと私も分かりませんが、3町で力を合わせて取り組まれたら、県のほうにお願いするとか、国のほうにお願いするとか、もっと大規模な水害対策につなげていけたらというふうに今回質問を3問いたしました。

1番、3町での水害対策についての情報交換は行われているのか。情報交換が行われているのであれば、いつ誰がどのような形で行われているのか、教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

このタイミングで3町で力を合わせて六角川の災害対策に取り組んだらいいじゃないかと

いう御質問をいただくその趣旨といいましょうか——がちょっと正直分かりかねています。

というのも、御存じのとおり、現在、こうした河川の対策というのはそれぞれの市町でやるわけではなくて、御承知のとおり、今は流域治水という言葉がありまして、それこそそれぞれの河川の上流から下流まで含めて、自分のところだけの話じゃなくて、流域全体で考えましょうということで、既にここ一、二年じゃなくて取組をされているものですから、当然六角川について言えば大町町も白石町も入っておられますし、武雄市も入っておられるわけです。そういう六角川の流域治水の協議会というのが定期的に行われておりますものですから、そうした中で、仮に江北町では行われなくても、六角川で行われる事業であるとか、また、その影響などについても共有をしながら進めさせていただいておりますし、御存じのとおり、江北町は六角川の左岸、そして牛津川の右岸に位置をして、また両河川の最下流に位置をします。そういう意味では、六角川だけではなくて、牛津川についても同様のことでありまして、当然この流域治水、それぞれがそれぞれのまちのことだけ考えてやるんじゃないという枠組みをですね、今日も広域の話がありましたけど、やはり同じようにやっていかんばいかんし、今そういう中でやられているということは、多分これまでもずっと御報告はしていたんじゃないかなというふうには思うんですけどね。

ということでありますし、それは首長だけの会議じゃなくて、今度は当然、担当課長の会議も開催をされておりますので、特に逆に言えば、ここ最近の災害を受けて頻繁に開催をされているんじゃないかなというふうに思います。さらに言うと、特に我が町は、それこそ総合排水計画にも書いておりましたけれども、六角川そのものだけではなくて、やっぱり内水が江北町に流入をするということで、お隣の大町町さん、これは高良川ですよ——からの江北町への内水の浸水とか、また、隣は小城市さんと満神ポンプ場の運転時間の調整をしてもらうとかいうことで、隣接する町ともそれぞれ、もちろん県とか国の機関も必要に応じて入っていただいてワーキングチームが行われております。白石町さんとは、ちょうどあそこの大西の鉄橋の下がっているところは白石対岸も同じことなものですから、こういうのも協調してやっておるということですから、既にやらせていただいていることの確認という意味で答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

では、具体的にといいますか、今考えていることで私もまだ理解できていないところもありましたもので、2番として、現在、水害に対して3町で共通して取り組んでいることはありますかと。あれば、どのようなことか教えてくださいという質問をしたんですけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと繰り返になりますけど、流域治水という枠組みの中で、3町に限らず、流域の市町とはいろんな形で連携を取りながらやっているということです。

1つ思い出しました。先ほどカヌーのことを御紹介いただいたんじゃないかなというふうに思いますけど、直接的ではないですけどね、先ほどの質問では山の話がありましたけれども、やはり川を知るということも大事なことなんだというふうに思います。そういう意味では、大町、それこそ武雄、それと白石、連携をして、また河川事務所も入っていただいていると思いますけれども、そういう川を知るいろんな取組というんですかね——というのは行われていますし、行われることになっています。

10月20日に六角リバーフェスタという川を知るイベントが大町町のほうで開催されるようになっていきますけれども、会場は大町町ですけれども、江北町からも関係者、関係団体に参加をしていただいて、そういう機会も設けるようにいたしておりますし、先ほど御紹介したカヌーもですね、先ほど流域のそれぞれの市町も情報共有しながら、ぜひ川を知る一つのプログラムにしていこうという動きがあっているということはお伝えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。ちょっと質問が適切な質問でなくていろいろ御迷惑をかけていますけど。

（パワーポイントを使用）今画面のほうでは、2019年と2021年の浸水したマップです。佐賀新聞に載っていたものを載せましたけど、2019年が赤い枠のほうまで浸水で、青い色を

塗ってあるのが2021年ということで、ほぼ同じ地域が浸水しているんですね。我が江北町も隣にある大町町も、それから南部のほうの白石町も甚大な被害を3町は受けています。武雄のほうも若干、小城市のほうも若干ありますけど、こういう大規模な災害を各町が単独で努力するというのもかなり厳しいなと。県にでも国にでもお願いして、私たちが直接お願いするとかできないもんですから、町長とか、それぞれの代表者で具体的に進めていただければと思ひまして、3番は、今後、3町（上流、中流、下流）、どこが上流に当たるか、中流に当たるか分かりませんが、とにかく大町町と白石町と江北町で力を合わせて取り組んでいただければと思いますので。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけれども、流域治水という意味でいけば、大町、白石、江北町だけでも多分役者は足りないと思います。やはり流域全ての市町が情報を共有して連携をしていくということが大事でありますし、県でありますとか国土交通省をはじめ、関係機関もそこに含めてみんなでやはりやっていくということだと思いますので、特に大町、白石と3町でしかやらないというようなこだわりは正直全くありません。

その中で、せっかくの機会ですから、今、私自身が持っているひとつ問題意識だけ申し上げたいと思います、流域治水ということであれば。

令和元年、3年の大雨を踏まえて、六角川、牛津川、それぞれいろんな事業が実施をされております。その事業が実施されていろんな対策が取られるという、総括的にいけばこれは好ましいことなわけですがけれども、先ほど私申し上げたように、江北町は最下流の町であります。そうすると、例えば最近には武雄の高橋の排水機場が待望の増強しましたとか、それとか、この間は大町で下潟の排水機場ができました。これで手放してみたいなこととか、あと焼米のため池の水を流すようにしましたとか、そういう話がずっとあるわけですよ。

ところが、我々最下流からしてみればですよ、いやいや、六角川地の感潮河川で流したくても流せんときもあるやろうもんと。やっぱりそういう中で、それぞれがとにかく流せ流せということになると、河川そのものがやっぱりもたないわけです。ですから、もちろん施設はそれぞれの市や町にできるかもしれませんが、やっぱり六角川全体としてどういう影響があるのかとかいうことをきちんと上流の方も把握、認識をしとってもらわんとですね。そ

これは雨の降ってポンプ場があるから、どんどん流すよという論理じゃやっぱり駄目なんですよ。だからこそ、実はこのポンプの運転調整というのもルールがあります。一定の水位になったらポンプは止めると。

ただ、これを本当にきちんと皆さん理解していただいているのか。新しくできたポンプについてはどういうルールを適用されるのかということが多分今共有できていないんですよ。だから、六角川の流域治水協議会、それこそ先輩の首長さんばかりおられます。でも、私たち江北町は最下流、それが心配でならないということはきちんと申し上げんばいかんと思って申し上げます。

だから、これは私だけの問題じゃなくて、江北町全体としてそういう問題意識を持たないと、上流でどういう改修が行われているかというのは、我々下流の者にとってどういう影響があるのかということに注視しないと、よかったねと、あそこにあんな施設ができてということじゃ多分ないだろうと思うんですよ。

ですから、実はそのポンプの運転調整の会議なんかもあっているんですけど、これは首長は入らないんですよ。担当課長が行ったりしているんですけど、本当にこれは大事なことだと思っています。やっぱりこれによってどんどん流されるということもちょっと違うだろうと思ってですね。

だから、ポンプが増強されることイコールいつでも流せるということじゃないですよ。みんなの流し先だから、そこをやっぱりこれから共通認識を持って、きちんとルール化をするということが、これから流域治水の中で江北町として訴えていくべきことだというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただいて、そうしたことを皆さんで共通認識を持っていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

私も今議員をさせていただいていますので、私、いつまでできるか分かりませんが、これも永遠の課題として、これからもう少し勉強して頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○井上敏文議長

4 番江頭義彦議員の一般質問はこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時40分。

午後 3 時29分 休憩

午後 3 時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

5 番三苦紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

5 番三苦紀美子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

総合排水計画書の冒頭、江北町の排水計画は、昭和40年代に鉱害復旧での計画で、農地の効用回復を目的に策定され、20年に1回の確率降雨を基準とし、2日連続320ミリで作成されていると思います。

今回は、百年に一回の24時間雨量407ミリの計画で、対象が農地から住家の床上・床下浸水をゼロへ変更されています。私は示された数値を見て、計画見直しにおける強制排水能力強化、つまり本当の排水機的能力強化を図らない限り目的達成は難しいと思っています。町民方々の安心・安全な生活を確保するために伺いたいと思います。

まず1点目、総合排水計画に掲げている各取組を着実に進めているとされた状況についてですが、令和6年6月議会において、各取組、着実に進めている。また、2年経過しているので、一定の見直し、検証も必要と回答されました。着実に業務が進められている中で、見直しが必要となった事項にどのような支障が生じたかを説明をお願いしたいと思います。

また、総合排水計画を進める上で基礎となる最重要項目の行動計画表における令和4年度完了とされている項目の進捗状況についても併せて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

江北町総合排水計画については、計画目標である住家の床上・床下浸水ゼロを目指して、「流す」「ためる」「防ぐ」の3つの柱に具体的な対策を盛り込んでおります。令和4年3月の江北町総合排水計画の策定から2年が経過し、ハード、ソフトの両面から実施してきた具体的対策について完了と言えるもの、引き続き取り組む必要があるもの、新たに取り組む必要があるものということがございまして、これらを踏まえて見直し、改善を行う必要があると考えております。

そのような観点に立ち、江北町総合排水計画の行動計画表において、令和4年度完了としている取組の進捗状況についてでございます。

「流す」についての取組は、全て整備が完了しているということでございます。「防ぐ」については、国や県に対する要望書を提出しているということでございます。「ためる」についての取組で、事前落水ということでございますけれども、こちらはルール化をして、事前落水の要請基準や連絡体制を定めて運用していると。皆さんの御協力を得て運用をできているということでございますけれども、現在の課題の1つであります落水量の目安を定めることなど、見直し、改善によるルールの精度を高める必要があるということで考えております。

また、ため池の事前落水についても、事前落水の運用についての理解は深まっているものと思っておりますけれども、実際に降雨がなくて水位が回復しないというリスクを考えると、思い切った事前落水ができていないというか、つながっていないということも課題として認識をしているということでございます。

これらのことから、特に「ためる」に属する事前落水については、令和4年度のための計画としておりましたけれども、継続して検証をし、見直す必要があるということから、継続した取組を進めていけるよう、行動計画を今後変更したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苫議員。

○三苫紀美子議員

御説明ありがとうございました。

ちょっと家のほうで見たんですけれども、「ためる」のほうで、未完成というか、まだ令和4年度までにしていないのがため池、それから、2点ほどありましたよね。そのことにつ

いてはどうですかね、今進行中ですか。終わっているのは、「流す」のは本当にしています。あとののは国土交通省ですので、こちらについてはどのように今なっているか。じゃ、今ため池についてお答え、分かりますかね。

○井上敏文議長

質問の趣旨がいまいち分かりませんが、もう一回質問してください。5番議員、もう一回質問してください。ちょっと質問の内容が分からないということでもあります。再度質問してください。5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

以前、各取組、着実に進めていると回答されながら、江北町総合排水計画遂行の原点となる項目で調査が未完了でありながら、各取組、着実に進めているとおっしゃった根拠は何なのかということで御説明をお願いできたらと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど課長が申し上げましたのは、あらかじめ計画をしていたものについては着実に取組を進めているが、中にはまだ当初予定していた年限では終わっていないものももちろんありますし、例えば、実際、取組を始めてから出てきた新たな課題というものもあります。そういうものはしっかり取り込んでいかんばいかんということで計画の見直しを、時点修正と、また検証も含めてせんばいかんというふうに申し上げたところです。

多分、三苦議員の問題意識としては、着実にしよると言うないば、わざわざ見直さなくてもいいだろうという意味でもしおっしゃっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、着実にというのは完璧、全て、何ていうかな、何の加えることもなくという意味を言っているのではなくて、当然計画を立てたわけですから、それに基づいて着実にやっておりますが、今申し上げたように、修正、また追加等は出てきますので、着実に進めているものの、そうした見直しということも一定やらせていただくということで、決して相矛盾する言葉ではなくて、我々としてはいずれも今の現状を表す言葉だと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

とにかくなさっていることは十分に町民の方も分かっていると思いますが、やっぱり見えないところもあるので、我々の議員という立場の者に声をかけられる場合もあると思いますので、その点御了解いただきたいと思います。

続きまして、2点目でございますが、ゲートの電動化について。

度々議会、あるいは連絡協議会等で、操作員の高齢化に伴い、操作に苦慮しているとの話が出ておりますが、明確な対応については、回答はされておられません。

総合排水計画書12ページ、用水路の項において、操作の省力化も併せて実施と明記されておりますが、どのような対応かは明記されておられません。計画書が出された後の回答は、多面的支払交付金制度の活用でとされています。

しかし、令和5年12月議会における白石町の取組について、900か所のうち、119か所のゲートの電動化が図られているがとの問いで、財源の期限が令和7年までなので、早急に取り組んでいきたいと回答されています。期限が迫る令和7年度までに実施するとされたスケジュールの進捗状況についてお尋ねをいたします。答弁よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

以前の議会でも申し上げましたけれども、いろいろな取組をしている中で、やはり急がなければいけない。けれども、今のところ想定をしていたほどは進めていないものがあるとなれば、このゲートの電動化なんじゃないかなというふうに思っております、実際。

午前中、西原議員のほうからも、幾つかの課にまたがるものだから、なかなか進まないものがあるんじゃないかということでしたけれども、これがそうですとは言いませんけどね、やっぱり幾つかの課にまたがることでありますし、全体として今、結局、どういうふうに整理しているのかということがなかなかきちんと言えない状況であります。

実は春に排水対策協議会を開きました。この排水対策協議会の中で、こういうことをやりますということをきちんと承認をいただかなければいけないんですけど、幸か不幸か、排水対策協議会、1回で済んでなくて、あと一回開催します。ですから、こちらにきちんとお諮りをして、江北町が行うゲートの電動化というものはこういうものだということをきちんとお示しして、令和7年度と言っていたんですかね——ということでやらしていただく必要

があるかなと思いますし、今議会が終わってから重要設備等連絡会もありますかね。恐らくその中でもこうしたことについては御質問いただくんじゃないかなと思います。ですから、決まるまで排水対策協議会は開かないということじゃなくて、まずは議会後の重要設備等連絡会の中でも、少なくとも現状についてはきちんと御報告をせんばいかんかなと思っています。

いずれにしても、認識としては、全体の中でいけば早く取り組むべきこと、そして、想定よりは少し遅れていることという認識をしておりますので、ぜひここは帳尻を合わせていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

町長は12月議会において、ぜひ白石町へ勉強に行きたいと回答されていますよね。白石町の資料に基づくと、町補助事業、令和4年からとされています。令和6年完了です。どのように受け取られましたでしょうか。町民のための町政であるためにも、ぜひ実施せよと願っておりますので、今の町長の気持ちをお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

幾ら何でも白石に勉強に行かせますというのまでしていないことはありません。白石には勉強に行っております。そういう情報は取っておるんですけれども、きちんと整理ができていないんです。白石には既にきちんと勉強に行かせていただいております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

そしたら、とにかく皆さんは目に見えないものだから、早く早くというような希望を言っていると思いますので、その点、町長大変でしょうけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

令和３年８月11日から14日の江北町における24時間降雨と計画の24時間降雨407ミリについて考察されたかについての質問でございます。

江北町総合排水計画書９ページで、江北町役場観測の令和３年８月降雨実績として24時間雨量400ミリが示されています。その中、白石の過去46年間のデータで確率評価を行い云々と専門的な表現がされていますが、私としては恥ずかしながら専門的な知識はありませんので云々言えませんが、しかし、同じ白石のデータということで、令和３年８月、降雨資料を基に作成された24時間降雨335ミリという数値を見たとき、今回計画の24時間降雨407ミリはかなり大きな降雨ではと不安を感じているのは私だけなのではないでしょうか。現計画を実施すれば、床上・床下浸水ゼロになると考えられた考察結果の説明をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

407ミリについての考察というようなことだと思います。令和３年８月11日から14日までの降雨量ですが、江北町役場の雨量計で、８月13日の24時間雨量が400ミリということで降雨量が確認をされております。

令和３年度流域治水推進事業ため池有効活用検討業務において、昭和51年度から46年間の年最大雨量を用いまして確率規模と計画降雨を算定しておりまして、江北町総合排水計画の策定業務にこれを活用しているということでございます。

この算定結果と実際の降雨量を照合いたしまして、令和３年の大雨をカバーできる確率規模と計画降雨といたしまして、百年に一度の頻度で発生する24時間雨量407ミリということで設定をしているというものでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ひとつ誤解がないように申し上げたいことがあります。というのも、江北町では新しい総合排水計画を策定しました。これだけで、江北町だけで全てを解決しようなんて、それこそ

さっきの御質問じゃないですけど、思っておりません。

ただ、ともすると六角川は一級河川でありますから、これは直轄なので国が管理をする河川なんですよ。そのときに国の河川だから国にお願いするとか、先ほちょっと紹介した大町の高良川は県の河川なんです。だから、これは県の河川だから、県にやってもらってというような国頼みとか県頼りではなくて、江北町としてやれることがあるんじゃないかと。江北町としては何をやるべきかということを江北町の総合排水計画ということにまとめたものですから、江北町の計画だけでということでもありませんし、国や県のやっていただくことだけでということでもありませんものですから、そういういろんな取組を併せて、ぜひ目標を達成したいというふうに思っておるところはぜひ誤解なきようお願いしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

一生懸命やっけていらっしゃる姿は私も見えておりますが、強制排水能力強化、つまり排水機的能力強化を図らない限り目的達成は難しいんじゃないかなと思っておりますが、この考えはいかがでしょうか。町長、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

質問の御趣旨がどういうことかですけれども、今回、総合排水計画の中で位置づけておりますとおり、近年の大雨を経験して、短期集中型とやはり長期停滞型と両方あったわけですよ。そういう中で、53時間連続運転を余儀なくされたような場面もありました。ですから、増強というよりは、やはりそういう長時間運転にやっぱり耐え得るような体制を取るということで、燃料タンクを増やしたりとか、いろんな対策を取らせていただいておりますから、江北町の総合計画としては、今その長時間運転に耐え得る体制を取るということで進めさせていただいております。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

そうですね、本当に目に見えないもので、私もこの問題について一般質問に出させていただくべき時間をかなり取って、いろんなことで学びました。でも、やっぱり私の得意とするところじゃないので、今回はすごく時間を取りましたけれども、とにかく私だけじゃなくて、周りの者もそのように考えている町民の方もいらっしゃるということで、ぜひ町長として、やっていくほうのメインの中に入れていただければと強く願うものでございます。

何かをつくるものじゃないので、今そうだよとかこうだよとは言えないんですが、とにかくしっかりと町民のために頑張っていただければと思いますので、よろしくお励みください。働きながら、それから考えながら、みんなと共にやっていけたら一番いいなと思っておりますので、何かのときは我々町民も手助けすることがあるときがあれば、どうぞお声かけていただきたいと思います。

それでは、4 点目に行ってよろしいでしょうか。

○井上敏文議長

次、行ってください。5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

事前落水を主要な対策の一つに上げているとされた根拠をお尋ねいたしたいと思います。

今年6月議会において、事前落水を主要な対策の一つに上げていると回答されました。事前ですから、降雨前に落水することであると思いますが、その容量は、令和4年6月議会において50万立方メートルと回答を受けています。日雨量200ミリを超えた降雨について、過去47年間の白石町アメダスで作成された資料に基づくと、ほぼ3日連続降雨が確認されます。このような状況下では早期避難勧告が出されることから、事前落水効果は初期対応で、繰り返し対応は望めないと判断していますが、容量50万立方メートルから判断しても主要対策とは考えにくいのではと思いますが、この点についてどうか御答弁をお願いしたいと思います。

現計画の趣旨、床上・床下浸水ゼロから判断をいたしますと、令和4年6月議会で質問したとおり、抜本対策は機場の整備ではなく、本当のポンプ能力の増加が唯一の対策と私は今でも考えています。総合排水計画は目標を床上・床下浸水ゼロ、その目的達成のための手段が具体的に示されているのではないかと思います。事前落水が主要な対策の一つであると強調されていますが、床上・床下浸水ゼロ達成のために、事前落水が担う役割の具体的な根拠

は何か、御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私なりに今の三苦議員の御質問の趣旨でいけば、まだ雨が本格的に降っていないのに、水を落としたからといって、落とせる水にも限りがあるだろうという御質問の趣旨なんじゃないかなというふうに思いましたけれども、総合排水計画の中で、事前落水、水を流すわけですけど、実は「流す」ということの中に入れてはいないんですよね。「ためる」ということに入れているんです。ということはどういうことかということ、あらかじめ水路を流せるだけ流してから、空にはなりませんけどね、空にしておけば、それだけ町全体として調整する、要はためておける容量が増えますよねという意味で申し上げたわけでありますので、何ていうんですか、雨の降ってからとかじゃなくて、流せるときというのは、御存じのとおり、それこそ釈迦に説法だと思いますけど、どうしても感潮河川なので流せる時が決まっているんですよね。流したくても流せない、満潮のときとか。だから干潮のときを狙って、雨がもし今から一定量降るということであるならば、早めに水を落とすことによって、水路にある程度ためる能力を高めることで、実際流せないときにあふれないように調整機能をそれだけ確保しましょうという意味で、「ためる」に事前落水を位置づけておりますということなんですよ。何というんですか、もともと水路というのはこれまでは農業用水のために整備をされたものでありますが、おかげさまで筑水ができて、いよいよ水が足りないときには補給できるようになりました。実際、筑水の会長さんも、本来は農業用のための筑水だけれども、町の安全・安心のためであるならば、可能な限り協力しようという体制を取っていただいていますから、万が一、それで雨が降らなくても筑水で補充ができるということで、極力落としていただけないかというようなことを言っているということです。

ただ一方で、先ほどちょっとお話しされたため池は、一回落としてしまって雨が降らないと、それを補給するチャンスがないんですよね。ですから、ここは同じようには正直お願いできんというふうに思っていますが、ただ、やっぱり大雨のたびに町としてもお願いはします。そして、ちょっと今回このぐらい落としてみようか、次はこれぐらい落としてみようかという、まさにそういう繰り返すことによって、それが一つの知見になって、それならこのくらいずつは落とせるよねというふうになっていけば、町全体のやはりそういう調整能力

を上げるということになっています。これは1年でため池も全部落としてもらうようにしますなんて言っているわけではなくて、やっぱり条件が違いますからですね。ただ、我々の意識の問題とか、やはり我々のルールの問題とか、我々の合意形成の問題とか、いろいろあるものですから、そういう中で、何年かけてもやはりそれこそ着実にやっていきましょうというのが総合排水計画でありますし、やはり事前落水というのは、多分我々は本格的には白石町さんの次に始めたと思いますけれども、この間、9月1日の佐賀新聞だったですかね、事前落水がやはり大きな効果を生んでいるということも紹介されておりますし、江北町としては主要な取組の一つであるという位置づけは変わりません。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

町長ありがとうございました。

内水被害を発生させるおそれのある降雨状況は3日連続降雨が確認されていると思います。今回示した令和3年8月降雨を例にとると、12日から14日の降雨は、自然排水機能が機能せずに、排水ポンプによる強制排水のみで、排水能力を超える雨量は当然湛水していくことになることは当時の現地状況及び考察結果から明らかではないでしょうか。湛水が増加していくのを防ぐ手助けは、考察結果から総合排水計画書1ページに記されているように、新排水計画における「防ぐ」「ためる」は役しないのではないかと考えていると思いますが、私だけでしょうか。

結論は、強制排水能力強化は機場の整備ではなく、本当の意味の排水ポンプの能力を強化しないといけないと思いますが、町長、このことについてはどう思われるでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

内水がどこから発生しているかということも総合排水計画には明記をさせていただきました。もちろん町内で発生することもありますけれども、何度もこの議会でも申し上げましたけれども、川をたどって水が流れてくるんじゃないで、川の外側、逆になりますけど、内水ですけど、要するに、隣接の市町から内水がやってくることによって、江北町の内水被害

が起きている大きな要因になってやしないかということなんですよ。それは例えば先ほどから出ている大町町の高良川は、大町と江北では高さが違うもんですから、たまっていけば全部江北のほうに來ます。それこそ前副町長のお宅の辺りは、今度それがちょっと線路が堤防のようになっているか、なって、線路の空いているところに、動画は御覧になったことはありますよね。これが江北町かというほどの水が流れてくるわけですから、ですから、内水を止めることのひとつとして、やはり隣接する市や町から内水がやっこないようにするというところで、さっきから答弁をしているとおりに、大町ともいろんなプロジェクトチームといいましょうか、ワーキングチームを組んだり、また県議にお願いをして、県の河川ですから改修の要望をしたりさせていただいているということです。

また、三苦議員がお住まいの今度、牛津川のほうで言えば、小城市には満神ポンプ場というポンプ場があります。ここも先ほどから言っているように、雨量の水位が高まってくるとポンプを止めなければならないんですよ。だから、でも、六角橋より上流については、そういうポンプの調整が効いて止めなければならないようになるんです。

ところが、満神ポンプも今まで同じように止める必要がありました。でも、満神ポンプは下流のほうにあるし、砥川大橋の上じゃないから、ここだけはそんなに早く運転を止めずに、もう少し長く運転ができませんかねということも総合排水計画には書いて、先ほどから言っているように、うちの町じゃなくて、隣の町のことを言うのは正直気が引けますけど、大町、江北、同じ共通の高良川の課題ですよ。小城市と江北町、同じ共通の課題ですよということも機運を醸成して、そしてやっとなんかではありましたが、牛津川の満神ポンプ場の調整時間も変更をしていただいたんですよ。それは御報告しているとおりでしょけれども、やっぱりそういうふうになんかの浸水を防ぐための取組というのはいろんなことをやっているわけです。その一つにももちろん事前落水も入れておりますから、事前落水をやることで内水浸水が止まらないという、事前落水対内水ということではなくて、内水被害を止めるためにいろんな取組をしている中の一つは事前落水でありますし、それは有効であるというふうに思っているということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

私的に本当に町長たちの専門家プロからするとおかしいかもしれませんが、これでも一生懸命町民さんの声を聞いてから、今までずっとずっと考え、勉強しながら今日までやってまいりましたので、全てのことではないんですが、私の意見としてもし聞いていただければと思います。

一時的には床上・床下浸水ゼロの目標達成のための抜本対策は、機場の整備ではなく、本当のポンプ能力の増強が唯一の対策と私なりに考えております。しかし、これには莫大な費用が必要となると思います。あえて言えば、私は、2021年12月15日の佐賀新聞で、町長は内水氾濫軽減を目指すコメントされていますね。対象を生活環境の確保のため、床上・床下浸水ゼロを目指すということで、現計画よりはより現実的近づくのではないかと考えております。すばらしい考えを持っていらっしゃる町長ですので、できるだけ実行に移していただければと考えております。

1問でしたので、これにて終わらせていただきますが、最後に、やっぱり床上・床下浸水ゼロの目標達成のための抜本対策は、機場の整備ではなく、本当のポンプ能力の増強が唯一の対策であると思っていますので、声を大きく再度申し上げ、説明を終わらせていただきます。町長どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○井上敏文議長

5番三苦紀美子議員の質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

なお、一般質問2日目は明日午前9時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時18分 散会